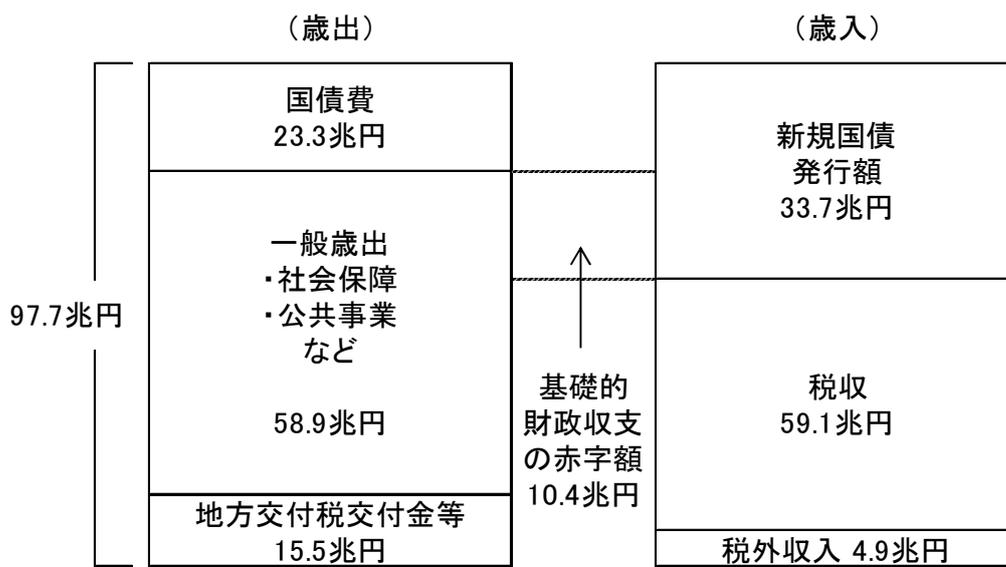


国の平成 30（2018）年度予算案について

平成 29 年 1 月 23 日 広域連携課

1 平成 30 年度予算案の概要

政府の平成 30 年度予算案のイメージ



- 一般会計の総額は97兆7,128億円となり、今年度予算97兆4,547億円から2,581億円上回り、6年連続で過去最大を更新。
- 国債費・地方交付税交付金等を除く一般歳出は58兆8,958億円とし、5,367億円の伸びに収めた。

<各分野別の平成 30 年度予算の特徴>

- ・保育の受け皿拡大、給付型奨学金の拡充など、社会保障制度を全世代型社会保障へ転換し、人への投資を拡充。
- ・中小企業等による設備・人材への投資の促進や生産性向上のためのインフラ整備への重点化など、持続的な賃金上昇とデフレ脱却につなげるための生産性向上のための施策を推進。
- ・地方大学の新たなチャレンジを後押しする交付金（20億円）を創設するとともに、地方の自主的かつ先駆的な取組を支援する地方創生推進交付金（1,000億円）を引き続き確保。
- ・社会保障費は32兆9,732億円。薬価の引き下げや医療・介護の制度改革で、概算要求時点の6,300億円増から約5,000億円増に圧縮したものの、過去最大を更新。
- ・公共事業費は5兆9,789億円で、29年度（5兆9,763億円）と同水準。生産性向上に向けたインフラ整備に重点配分するとともに、水害対策や南海トラフ、首都圏直下型地震に備えた対策を推進。
- ・防衛費は5兆1,911億円とミサイル防衛強化などで過去最大。安倍政権の防衛重視の姿勢を色濃く反映。
- ・地方交付税の交付金は15兆5,150億円で、29年度から521億円減。地方一般財源総額は、社会保障の充実等により過去最大の62兆1,000億円となるが、景気回復を追い風にした地方税収の伸びを理由に、地方交付税配分額は3,000億円減り、16兆円となる。（交付税の削減は6年連続）

- ・リーマン・ショック後の景気悪化に対して設けられた「歳出特別枠」（28年度 2,000 億円）は廃止。歳出縮小で地方経済に景況が出ないよう同額分を公共施設の老朽化対策など別事業枠に振り分け。
 - ・平成 31 年 1 月から徴収開始の国際観光旅客税（仮称）の歳入増（60 億円）が見込まれる観光庁予算は 248 億円と対前年度比 118%と大幅な増額。一方で、警察庁、文部科学省、農林水産省の予算は総額で減少。
- 歳入面では、**税収は 59 兆 790 億円**と 27 年ぶりの高水準を想定。**新規国債の発行額は 33 兆 6,922 億円**。発行額は 29 年度から 6,776 億円減らし、8 年連続の減少となる。
- 政策経費を税収などでどの程度まかなえているかを示す**基礎的財政収支は 10 兆 3,902 億円の赤字**。2 年ぶりに赤字幅はわずかに縮小するが、財政健全化のペースは頭打ちの状況。
- 今後は、1 月下旬召集予定の通常国会において補正予算案を早期に成立させた上で、当初予算案を提出し、年度内成立を図る見通し。

（予算編成を含む年明け以降の想定される主な政治日程）※新聞報道情報に基づく

1 月 22 日	通常国会召集
1 月下旬～2 月上旬？	平成 29 年度補正予算成立
3 月下旬	平成 30 年度当初予算成立
4 月	黒田日銀総裁の任期満了
6 月	骨太の方針と成長戦略を閣議決定 政府の財政健全化計画の改定
6 月 20 日？	通常国会閉会
9 月	安倍首相の自民党総裁任期満了、自民党総裁選

2 平成30年度地方税財政制度

■地方財政対策の概要

<主なポイント>

1 一般財源総額について、平成29年度を0.04兆円上回る額を確保

地方一般財源総額 62.1兆円 ⇒ 62.1兆円 (+0.0兆円)

同上(水準超え経費除き) 60.3兆円 ⇒ 60.3兆円 (+0.0兆円)

・地方交付税	16.3兆円	⇒	16.0兆円	(▲0.3兆円)
・臨時財政対策債	4.0兆円	⇒	4.0兆円	(▲0.1兆円)
・地方税	39.1兆円	⇒	39.4兆円	(+0.4兆円)
・地方譲与税・地方特例交付金	2.7兆円	⇒	2.7兆円	(+0.1兆円)

2 歳出特別枠の廃止及び必要な歳出の確保

○歳出特別枠 0.2兆円 ⇒ 廃止 (▲0.2兆円)

- ・平時モードへの切替えを進めるため、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出を確保(◎+0.2兆円)した上で、歳出特別枠を廃止(◎▲0.2兆円)。

〔本県影響〕

▲0.2兆円の振替先である公共施設の老朽化対策等(+1,550億円)及び社会保障関係の地方単独事業費(+400億円)は、地方債又は単位費用により措置されることから、振替元の地域経済基盤強化・雇用等対策費のように地域の実態を反映した算定が行われなくなると想定され、歳出特別枠廃止に伴う本県への影響は避けられない状況

3 まち・ひと・しごと創生事業費は引き続き1兆円を確保

4 公共施設等の適正管理の推進

- 「公共施設等適正管理推進事業費」について、河川、港湾等の長寿命化事業やユニバーサルデザイン化事業を対象に追加するなど内容を拡充するとともに、事業費を増額し、0.5兆円を計上(前年度比+0.1兆円)

<参考>

(1) 平成30年度地方財政計画(通常収支分)の規模等

計画の規模 86兆9,000億円程度、対前年度比+0.3%程度(前年度 86兆6,198億円)

【歳入】

地方税(+3,631億円、+0.9%)、地方譲与税(+390億円、+1.5%)、地方特例交付金(+216億円、+16.3%)が増となる一方、地方交付税(▲3,213億円、▲2.0%)、臨時財政対策債(▲587億円、▲1.5%)となった結果、一般財源総額は増(+356億円、+0.1%)となった。

○一般財源総額	62兆1,159億円	+0.1%	(前年度 62兆803億円)
[(水準超経費除き)	60兆2,759億円	+0.0%	(前年度 60兆2,703億円)]
※水準超経費：普通交付税の不交付団体の財源超過額			
○地方税	39兆4,294億円	+0.9%	(前年度 39兆663億円)
○地方譲与税	2兆5,754億円	+1.5%	(前年度 2兆5,364億円)
○地方交付税	16兆85億円	▲2.0%	(前年度 16兆3,298億円)
○地方特例交付金	1,544億円	+16.3%	(前年度 1,328億円)
○臨時財政対策債	3兆9,865億円	▲1.5%	(前年度 4兆452億円)

【歳出】

「公共施設等適正管理推進事業費」(290.35兆円)について、長寿命化対策等を追加するなど内容を拡充し、事業費を増額(0.48兆円)。

また、歳出特別枠(地域経済基盤強化・雇用等対策費)については廃止(▲0.2兆円)となったが、同額が公共施設等の老朽化対策・維持補修や社会保障関係の地方単独事業費の歳出へ振替られており、実質的には、前年度水準(0.2兆円)が確保された。また、まち・ひと・しごと創生事業費は引き続き1兆円が確保された。

これらの結果、地方一般歳出は前年度6,400億円程度の増(+0.9%程度)の71.3兆円となった。

○地方一般歳出 71兆2,700億円程度(+6,400億円程度、+0.9%程度)
(前年度 70兆6,333億円)

(2) 財源不足の補填

財源不足 6兆1,783億円(前年度6兆9,710億円)

折半対象以外の財源不足 5兆8,472億円(5兆6,409億円)

①財源対策債の発行 7,900億円(7,900億円)

②地方交付税の増額による補填措置 1兆2,362億円(1兆3,707億円)

・一般会計における加算措置(既往法定分等) 5,367億円(6,307億円)

・交付税特別会計剰余金の活用 750億円(3,400億円)

・地方公共団体金融機構繰入金 4,000億円(4,000億円)

・平成28年度国税決算精算繰延べ 2,245億円(皆増)

③交付税特別会計借入金償還繰延べ 皆減(1,000億円)

④臨時財政対策債の発行 3兆8,210億円(3兆3,802億円)

[既往臨財債元利償還金分等]

折半対象財源不足 3,311億円(1兆3,301億円)

①地方交付税の増額による補填 1,655億円(6,651億円)

[臨時財政対策特例加算]

②臨時財政対策債の発行 1,655億円(6,651億円)

[臨時財政対策特例加算相当額]

(3) 歳出特別枠の廃止及び必要な歳出の確保

・公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出を0.2兆円確保した上で、歳出特別枠(290.2兆円)を廃止

(4) まち・ひと・しごと創生事業費の確保

・平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、平成30年度においても引き続き1兆円を確保

(5) 公共施設等の適正管理の推進

・公共施設等適正管理推進事業費の増 3,500億円 ⇒ 4,800億円

3 平成30年度税制改正大綱

(1) 森林吸収源対策税制 ※平成36年度から新税導入

市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成36年度から森林環境税（仮称）を創設する。

○個人住民税均等割に国税として1人年間1,000円を上乗せし、市町村が徴収する。

○税収は特別会計に直入し、森林環境譲与税（仮称）として、主に市町村、一部を都道府県に配分。

・5/10は私有林人工林面積、2/10は林業就業者数、3/10は人口の割合で主に市町村へ配分。

・都道府県にも森林整備を実施する市町村の支援等の財源として1/10が配分される(※)。

⇒税収は年間約600億円、本県及び県内市町村への配分は約7.2億円が見込まれる。

※以下のとおり配分（H31～44は経過措置）

期間	市町村	都道府県
H31～36	80%	20%
H37～40	85%	15%
H41～44	88%	12%
H45～	90%	10%

・新税の導入に先行して、H31年度から譲与税配付金特別会計における借入金をもって以下のとおり配分。

期間	借入金の額及び譲与額（本県・県内市町村譲与額）
H31～33	年200億円（年2.4億円） →初年度の本県収入は0.5億円（市町村1.9億円）程度となる見通し
H34～35	年300億円（年3.6億円）

※H37年度から税収の一部を借入金の償還に充てる（H37～40：年200億円、H41～44：年100億円）。

○条件不利な森林の整備、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発を用途とする。

(2) 地方消費税清算基準の見直し ※H30年4月以降の清算分に適用

○清算基準の指標の一つである、小売、サービスから最終消費地と税の帰属地にズレがあるものを除外して消費全体のカバー率を再計算し、代替指標を人口のみとしてそれぞれの割合を1：1に変更する。

⇒本県ではわずかに増収（+4.5億円）となる見込み。東京都は1,000億円程度の減収となる見通し。

<清算基準のウェイト>

指 標	現 行	改正後
「小売等販売額」と「サービス業対個人事業収入額」の合算額	75%	50%
人 口	17.5%	50%
従業者数	7.5%	—

(3) 個人所得課税の見直し ※平成32年分所得から適用（個人住民税への適用は平成33年度～）

○「給与所得控除」及び「年金所得控除」の引下げ、「基礎控除」の引上げ

※高所得者（給与年収850万円以上、年金との重複等）の所得計算の見直しと、基礎控除の引上げで所得格差を是正。

⇒3つの控除を同時に見直すことで、所得の高い会社員や高齢者は増税に、フリーランスなどの自営業者は減税となる。

◎所得税

《給与所得控除及び公的年金控除の見直し》

○給与所得控除を縮小（控除額を一律10万円引下げ、年収1,000万円以上で上限220万円→

年収 850 万円以上で上限 195 万円) し、年収 850 万円超は増税。

※22 歳以下の扶養親族や特別障害者控除対象の扶養親族等が同一生計内にいる者は上限 210 万円とし、負担増にならないようにする。

○公的年金控除を一律 10 万円引下げ、年金収入が 1,000 万円以上の場合は控除額に 195 万円の上限を設定。

○年金所得者の他の収入が高額である場合、公的年金控除額を減額（役員報酬など年金以外の所得 1,000 万円以上 2,000 万円未満で 10 万円、2,000 万円以上で 20 万円）。

《基礎控除の引上げ》

○基礎控除額を 10 万円引き上げて原則 48 万円（現行 38 万円）とし、所得 2,400 万円超から段階的に引き下げ、年収 2,500 万円超でゼロに。

◎個人住民税所得割 ※所得税に連動

○基礎控除 10 万円引上げ（33 万円→43 万円）、所得 2400 万円超から段階的に引下げ。

○給与と所得控除の引下げは所得税と同額、公的年金控除は一律 10 万円引下げ。併せて合計所得金額で設定されている所得控除や非課税等の各要件を 10 万円引上げ。

(4) 法人課税

◎法人税・地方法人二税

《「生産性革命」による税優遇措置等》

○賃上げ（大企業：3%以上、中小企業：1.5%以上）＋革新的投資を条件に、ソフトウェア導入費や教育訓練費の一定割合を法人税から控除し、法人実効税率が 20%前後になるように優遇する。

○逆に、賃上げや設備投資が一定の基準を満たさない場合は、既存の研究開発減税の適用から外すことで実質的に増税する。

《交際費の損金算入制度の延長》

○大企業は接待飲食費の 5 割、中小企業は 800 万円までを損金算入できる優遇措置を 2 年間延長する。

《雇用促進税制の廃止》

○雇用状況が改善し、制度の必要性が低下したことから廃止する。

※制度内容：従業員を一定以上増やした企業に対して、新規雇用 1 人につき 40 万円を税額控除（法人税の 10%（中小法人は 20%）が上限）

◎その他

《中小企業の新規設備投資に対する固定資産税の軽減》 ※平成 30～32 年度の取得が対象

○市町村が主体的に作成した計画に基づき、中小企業の新規設備投資に係る固定資産税（償却資産）を 3 年間軽減（全額～1/2、軽減の割合は市町村が設定）する。

※現行の中小企業等経営強化法に基づく軽減（1/2）は H30 年度末で廃止。

《地方拠点強化税制の延長》

○企業が東京 23 区から地方に本社機能（※）を移した場合に、法人税、不動産取得税、固定資産税の特例が受けられる制度を 2 年間延長する。

○移転元が大阪、愛知などの府県の場合も対象とする。

※「調査企画」「情報処理」「研究開発」などの部門を有する事務所、研究所、研修所で重要な役割を担う事業所をいう。

《地方法人課税の偏在是正》 ※検討事項

○偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率 10%段階における地方法人特別税・譲与税の廃止等を踏まえて、H31 年度税制改正において

結論を得る。

(5) 国際観光旅客税（仮称）の創設 ※H31年1月から導入

○観光財源を確保するため、日本を出国する際に1人当たり1,000円を徴収する「国際観光旅客税」（仮称）を創設し、H31年1月から実施。航空機や船舶を利用した日本人、外国人が対象。税収は年間約400億円が見込まれる。

(6) たばこ税率の引上げ等 ※H30年10月から段階的に引上げ

○「紙巻たばこ」 段階的に1本当たり3円引上げ（国1.5円・県0.21円・市町村1.29円、国と地方の配分比率1:1を維持）平成30年10月、平成32年10月、平成33年10月に1円ずつ。（平成31年は消費税率引上げのため見送る。）

○「加熱式たばこ」 課税区分を新設（重量と価格の要素を設定）する（現行はパイプ式で算定）。

H30年10月から導入し、5年間で段階的に引上げる。紙巻たばこの70%~90%程度の税率とする。（現在は最も低いもので14%）

(7) 外国人旅行者の消費税免税措置の拡充

○消耗品（飲食料品、医薬品等）と一般物品（電化製品、カバン等）の購入額が合計5,000円以上なら免税対象とする。（現行は、それぞれが5,000円以上で対象）

(8) その他の改正事項

(地方税)

法人事業税	一定のガス中小事業者が行う製造及び小売に係る事業について、従来の収入金額課税から通常の所得金額課税方式に見直し（本県では鳥取ガス、米子ガスが該当）
不動産取得税	・住宅及び土地に係る税率の特例措置（4%→3%）を3年延長 ・宅地の課税標準の特例措置（2分の1）を3年延長
軽油引取税	一部の用途を廃止した上で、課税免除措置を3年延長（本県要望の農林水産業には影響なし）
自動車取得税	・車線逸脱警報装置等を装備したバスに対する軽減措置をトラックにも拡充 ・免税点（50万円）を1年半延長。（本則15万円）
固定資産税	商業地等に係る負担調整措置を3年延長

(国税)

相続税・贈与税	・事業承継税制の拡充（承継株式のすべて（現行2/3上限）を納税猶予、事業売却・合併した場合の税負担軽減、雇用要件の緩和等）※10年時限措置 ・一般社団法人の非課税措置を制限。（親族が役員を過半を占め、その同族役員1人が死亡した場合、当該法人に財産を移した際に相続税を課税） ※親族が法人役員となることで法人を介して財産移転する租税回避行為に対応
---------	--

《納税環境の整備（申告・納税の電子化）》

○共通電子納税システムの導入（H31.10.1～、「個人住民税特別徴収分」及び「法人二税」で実施）

○大企業の電子申告義務化（平成32年4月1日以降の事業年度から適用）

○青色申告の電子化促進…電子申告・電子記帳で青申控除額65万円、通常（紙）の申告・記帳は55万円に。（H32年分申告から）※今回の改正で青申控除額が10万円引き下げられるが、電子申告を利用すれば結果的に控除額は変わらない。

(9) 検討事項等

○都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築（偏在是正）＜再掲＞

偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階における地方法人特別税・譲与税の廃止等を踏まえて、H31年度税制改正において結論を得る。

○寡婦控除の対象見直し

「寡婦控除」の対象に未婚の親を加えるかどうか、H31年度税制改正で検討し、結論を得る。

○ゴルフ場利用税（本県要望事項）

ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。

⇒今年度も同様の記述…ゴルフ場が立地する自治体などの反対が強く、廃止は困難と判断。

○医療に係る消費税のあり方（本県要望事項）

平成31年度税制改正に際し、税制上の抜本的な解決に向けて総合的に検討し、結論を得る。

○電気供給業、ガス供給業及び保険業における収入金課税のあり方についての検討（H29大綱検討事項）

⇒競争環境が厳しくなっていない実態を踏まえ、「時期尚早」と判断し、引き続き検討。

4 本県への影響が想定される国予算案の内容

(1) 鳥取県中部地震・豪雪災害からの復興

○住宅・建築物の耐震改修・建替え等安全性向上への支援【国土交通省】

耐震対策緊急促進事業 120 億円 (120 億円)

※その他社会資本整備総合交付金の内数

- ・大規模地震の際に想定される人的経済的被害を軽減し、事前防災及び減災に資する強靱な国づくりを推進するため、住宅の耐震化に向けて積極的な取組を行っている地方公共団体に對する総合的な支援を行う新たな仕組みの導入等により、住宅の耐震化を強力に推進する。

＜従来＞補強設計、設計監理、耐震改修ごとに個別に申請（個別の補助率あり）

＜新たな仕組み＞パッケージで支援（基本的に定額 100 万円補助）

⇒ 交付金の効果促進事業を活用した現行の県制度のほうが交付限度額が大きい（最大 116 万円）。ただし、現行制度は現県耐震化計画終期の平成 32 年度限りであり、それ以降は国の制度に移行する必要がある。

○空き家対策の強力な推進【国土交通省】 30 億円 (23 億円)

空き家対策総合支援事業等 27 億円 (23 億円)

空き家対策の担い手強化・連携モデル事業 3 億円 (0 億円)

※その他社会資本整備総合交付金の内数

- ・「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町村が策定する「空家等対策計画」に基づいて実施される総合的な空き家対策（除却及び利活用等）の一層の推進を図る。
- ・また、空き家に関する総合的な相談に対応できる人材育成や、不動産や金融などの専門家との連携によるプラットホームの構築、空き家の発生抑制等の課題解決のためのモデル的取組を新たに支援する。

⇒ 今年度末で「空家等対策計画」を策定するのは 8 市町となる見込であり、これら市町では、交付金事業とは別枠の総合支援メニューの活用が可能となる。（一部町では総合支援メニューを活用し、廃校舎等の利活用を検討中）

(2) 地方創生の推進

○まち・ひと・しごと創生事業費【総務省】 1 兆円 (1 兆円)

地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、地方財政計画の歳出に計上。(H27-H29 年度と同額。)

○地方創生推進交付金【内閣府】 1,000 億円 (1,000 億円)

地方版総合戦略に基づき、地方公共団体が地方創生に向けて複数年度にわたり自主的・主体的に取り組む先導的な事業を継続的に支援する。※事業費ベースでは、2,000 億円 (国費 1/2)

⇒ H28・H29 年度に認定を受けた事業実施計画（計画期間：3～5 年）に基づき、H30 年度の交付申請を行うほか、予算編成を踏まえた新規実施計画の認定申請を行う予定。

※認定済み事業計画数：10 件（内訳）平成 28 年度 7 件、平成 29 年度 3 件

H30 申請予定額（認定済み事業計画ベース）：905,254 千円

また、申請要件や用途の制約など、非常に使い勝手の悪い制度となっている本交付金の制度改善について、引き続き国に働きかけていく。

⇒ 年度当初からの事業着手を可能とするため、昨年度より 2 ヶ月程度申請スケジュールを前倒し。

(申請スケジュール (予定))

- ・ 1月10日(水)まで 内閣府による事前相談
- ・ 1月25日(木) 事業実施計画の提出締め切り(県→内閣府)
- ・ 3月下旬 採択決定(予算案の国会通過後)
- ・ 4月1日 交付決定

⇒ H30年度は、全国8ブロックで内閣府サテライトオフィスを設置。内閣府職員の巡回相談等により、自治体の交付金申請について支援。

⇒ 地域未来投資促進法関連事業については、国から同意を受けた基本計画に基づき、交付金活用を視野に検討中。

○地方大学・地域産業創生事業【内閣府】 100億円(1億円)

・地方大学・地域産業創生交付金【内閣府】 20億円(新規)

(別途、地方創生推進交付金活用分 50億円、文部科学省計上分 25億円 合計 95億円)

首長のリーダーシップの下、産官学連携によるコンソーシアムを構築し、地域の中核的な産業の振興や専門人材育成等を行う取組を支援する。

(交付先：地方大学・自治体・企業の共同事業体。国の有識者委員会が対象事業を選定し、1件当たり最大10億円を交付。国庫補助率3/4～1/2、交付期間5年間)

⇒ 地方大学の体力には差があり、比較的小規模な地方大学でも取り組むことが可能なものとする必要がある。

・地方大学・地域産業創生調査事業【内閣府】 1億円(新規)(別途、H29補正予算1.7億円)

地方大学・地域産業創生交付金について、各地域の産業構造、大学等の研究開発能力、人材育成等の強みや課題の把握・分析及び事業の評価を行うため、外部の有識者や調査機関により調査体制を整備(国から民間事業者への委託を検討)。

⇒ 引き続き、本事業の情報収集に務めるとともに、関係部局と連携して本県の取組を検討していく。

・地方と東京圏の大学生対流促進事業【内閣府】 3.3億円(新規)

地方大学と東京圏の大学の単位互換をはじめ、自治体や産業界等の協力によるフィールドワークや地域課題解決のためのワークショップ等、学生が地方圏と東京圏を相互に対流する取組を支援する(国から大学への定額補助金を検討)。

⇒ 東京圏に限定されているが、西日本の若者流出が多い関西圏の大学にも対象を拡大する必要がある。

・地方創生インターンシップ事業【内閣官房】 0.6億円(1億円)

東京圏在住の地方出身学生の地方環流や地元在住学生の地方定着を促進するため、産学官を挙げて、地元企業でのインターンシップの実施等を支援する。(シンポジウムの開催、ポータルサイトの拡充・運用等)

⇒ 本県では既に平成27年度から産官学で構成する「鳥取県インターンシップ推進協議会」を設置し、連携してインターンシップを推進しているところであり、これを活用して対応していきたい。また、企業における長期・有償型インターンシップの普及を促進する。

・地方へのサテライトキャンパス設置に関する調査研究事業【内閣官房】 0.1億円(新規)

東京圏の大学の地方へのサテライトキャンパス設置に関するニーズや課題等の整理のほか、サテライトキャンパス設置を望む地方と大学とのマッチングシステムの設計、サテライトキャンパス設置促進のための必要な支援策の整理を行う。(国から民間事業者への「委託」を検討)。

⇒ 事業の内容が調査研究にとどまっており、都市部の大学が地方へのサテライトキャンパス設置に経営上のメリットを感じる優遇策を国において講じる必要がある。

○チャレンジ・ふるさとワーク事業 【総務省】10.1億円（10億円）

地域経済の好循環の更なる拡大に向け、地域への「ヒト・情報」の流れを創出するため、「関係人口」創出事業、「サテライトオフィス・マッチング支援事業」などに取り組む地方公共団体を支援するもの。

<主な内訳>

- ・「関係人口」創出事業 2.5億円（新規）
- ・シェアリングエコノミー活用推進事業 1.0億円（新規）
- ・サテライトオフィス・マッチング支援事業 0.6億円（新規）

⇒ 事業の詳細が不明なことから、本県での活用に向けて引き続き情報収集を行う。

○地域の広域的な連携と「小さな拠点」の形成推進 【国土交通省】4億円（3.3億円）

対流促進型国土の形成に向け、広域的なインフラや地域資源を活かした広域連携や、道の駅等も活用した「小さな拠点」を核とする集落生活圏の形成を推進する。

- ・公共施設等を活用した生活機能等の再編・集約やネットワーク強化に対する支援
- ・小さな拠点の形成を目指した道の駅の取組支援

⇒ 本県で活用可能か引き続き情報収集を行う。

○地域運営組織の形成促進【総務省】0.1億円（0.2億円）

地域の課題解決のための住民による取組体制の確立のため、地域における多様な主体を包摂し、連携させる地域運営組織の形成及び持続的な運営を支援する。

⇒ 本県での活用に向けて、引き続き情報収集を行う。

○集落ネットワーク圏の推進【総務省】4億円（4億円）

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、「くらし」を支える多様な主体の包摂・連携による生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動を支援する。

⇒ 本県での活用に向けて、引き続き情報収集を行う。

○過疎地域等自立活性化推進事業【総務省】2.9億円（2.9億円）

過疎市町村等による先進的で波及性のあるソフト事業や、基幹集落における定住促進住宅の整備、廃校舎などの遊休施設を活用した地域振興施設の整備等を支援する。

特に平成30年度は、シェアリングエコノミー推進枠を設け（1億円、新規）過疎地域におけるシェアリングエコノミーを重点的に支援する。

⇒ 本県での活用に向けて、引き続き情報収集を行う。

○地域おこし協力隊の拡充など地域への人材還流の促進【総務省】1.4億円（1.4億円）

制度創設から10年目を迎える地域おこし協力隊の更なる拡充のため、全国サミットの開催等により広く制度の周知を行うとともに、隊員・地方公共団体双方への研修の充実等により、隊員の円滑な活動を支援する。

⇒ 本県での活用に向けて、引き続き情報収集を行う。

(3) 子育て支援・少子化対策

○【人づくり革命】幼児教育無償化に向けた取組の段階的推進【内閣府・文部科学省】

330 億円 (309 億円)

※文科分のみ。その他は、内閣府の子どものための教育・保育給付の内数

1号認定及び新制度に移行していない幼稚園の児童について、市町村民税非課税世帯以外の低所得世帯（年収約270万円以上360万円未満）の保護者負担額を第1子は月額4,000円、第2子は2,000円引き下げる。

⇒ 本県独自の保育料軽減制度においては、第3子以降の無償化、低所得世帯（年収約360万円未満）の第2子無償化（第1子と同時在園の場合に限る）を行っているところであり、今回の国の制度拡充により、県負担が若干減少する見込み。

○【人づくり革命】待機児童の解消等に向けた「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援【厚生労働省】

① 保育の受け皿拡大 889 億円 (689 億円)

・「子育て安心プラン」を受け、保育の受け皿の整備を進めるため補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等の支援について引き続き実施し、保育園等の整備などによる受入れ児童数の拡大を図る。

⇒ 29年度補正予算での前倒し実施あり（643億円）。国から市町村への補助制度であり、県内市町村に情報提供し、活用についての検討を促す。

② 保育人材確保のための総合的な対策 124 億円 (193 億円)

・保育士人材確保のため、保育補助者の雇上げ支援について、対象者の要件を緩和するなど拡充を図る。

・保育士資格の取得支援対象を非常勤職員へ拡大、研修代替職員など短期間の就業希望者のマッチングを行う場合の保育士・保育所支援センターの設置運営費の拡充、保育園等における業務のICT化支援など、総合的な保育人材確保策を推進する。

⇒ 県で実施している「保育士・保育所支援センター」にコーディネーターを増員し、取組の充実を図っていく。

○【人づくり革命】認定こども園等の施設整備【文部科学省】 22 億円 (30 億円)

認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策・バリアフリー化に要する経費の一部を補助する。（負担割合：国1/2、市町村1/4、事業者1/4等）

⇒ 29年度補正予算で認定こども園施設整備（165億円）の前倒し実施あり。年度内着工可能なものは補正予算の活用を促し、認定こども園への早期移行を促進する。

○教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実【内閣府】

① 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実【内閣府】 1兆387億円 (9,167億円)

・子どものための教育・保育給付 9,031 億円 (7,928 億円)

認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費（施設型給付、委託費）及び小規模保育事業等に係る運営費（地域型保育給付）を支援。

⇒ 公定価格の引下げについては、子ども・子育て会議において議論中で反対意見も多く、30年度においては現状維持の見込み。

・地域子ども・子育て支援事業 1,356 億円 (1,239 億円)

利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一

時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等、市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

⇒ 子育て安心プランで示された一時預かりの拡大（幼稚園における2歳児の受入れ等）について、改修費助成等の補助スキームは不明。引き続き情報収集に努める。

② 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

【内閣府】1,701億円（1,313億円）

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。
（平成30年度税制改正において、企業主導型保育事業・事業所内保育事業を平成31～32年度に新增設する企業に対し、保育施設等資産の3年間の割増償却措置を創設。（所得税、法人税））

⇒ 「子育て安心プラン」には、企業主導型保育事業の従業員枠の空きを活用した地域枠の弾力運用が示されている。現在、県、市町村において子ども・子育て支援事業支援計画の改訂作業を行っているところであり、企業の申請状況等について適時の情報提供を行い、需給情勢をよく見極めながら、必要な範囲で活用するよう市町村と連携して取り組む。

③ 児童手当制度（年金特別会計に計上）【内閣府】1兆3,795億円（1兆4,007億円）

主たる生計者の所得が960万円未満の場合に年齢に応じて手当を支給する（所得制限を超える場合は特例給付5,000円/月を支給）。

⇒ 所得制限について、保育料と同様に、主たる生計者のみの所得から世帯合算で算出する方式に平成31年度から変更する。余剰財源は待機児童対策に回す方針（報道ベース）。

○児童扶養手当の所得制限の引上げ【厚生労働省】1,711億円（1,784億円）

ひとり親家庭に支給する児童扶養手当について、満額（月額42,290円）受取れる場合の所得制限額が引き上げられ、要件が緩和される見込み。（平成30年8月支給分から）

- ・現行、子ども1人の場合、年収130万円以下であれば、月額42,290円の満額受給できるところ、その基準が年収160万円以下に緩和される。
- ・この所得制限の緩和により、一部支給されていた者（年収130万円～160万円の間にいる者）は、満額受給できるようになる。

【県財政への影響額】 ※現情報だけでは正確な算出は困難なため、粗い試算

- ・県支給分（三朝町、大山町の受給者に限る）の影響額

⇒ 年間で約2,427千円増（国：809千円、県：1,618千円）

（参考）市町村支給分（三朝町、大山町以外の市町村の全体額）

⇒ 年間で約70,000千円増（国：23,334千円、市町村：46,666千円）

○大学等奨学金事業の充実 【文部科学省】1,063億円（955億円）

意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないように、平成30年度から本格実施となる給付型奨学金制度を確実に実施するとともに、無利子奨学金について、貸与基準を満たす希望者全員への貸与を着実に実施する。

- ・給付型奨学金制度の本格実施

給付人員：2.3万人（うち新規2万人）

給付月額：国公立（自宅）2万円、（自宅外）3万円

私立（自宅）3万円、（自宅外）4万円

- ・無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施

貸与人員：53万5千人（4万4千人増）〔ほか被災学生等分3千人〕

⇒ 高等教育の無償化等に係る国の動向とともに、引き続き注視していく。

○学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進

【文部科学省】27 億円（24 億円）

・地域未来塾による学習支援の充実

経済的な理由や家庭の状況により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生等に対して地域住民の協力やICTの活用等による学習支援を実施するとともに、高校生支援を促進する。

⇒ 県では国事業を活用し、全ての子どもたちが経済的理由などにより将来の夢や希望をあきらめることがないように、中学生を対象とした地域未来塾を実施する市町村及び子ども食堂を支援し、中学校卒業時の進路を保障する取組を推進する。

○地域女性活躍推進交付金【内閣府】 2.0 億円（2.5 億円）

多様な主体による連携体制構築の下、働き方改革につながる、女性活躍推進法に基づく協議会等を活用した継続就業を支援する仕組みづくりや、ワンストップ支援体制の整備など、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。

<補助率> 2分の1

<交付上限> 都道府県 1,000 万円（事業規模 2,000 万円）

政令指定都市以外の市町村 250 万円（事業規模 500 万円）

⇒ 詳細について引き続き情報収集を行い、積極的に活用する予定。

○仕事と家庭の両立支援の推進【厚生労働省】 281 億円（151 億円）

男性の育児休業の取得促進、育児・介護等により離職した者の復職支援等を目的として、助成金の支給等により、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り込む事業主を支援する。

⇒ 拡充される制度詳細については不明であり、引き続き情報収集に努める。

○子どもを産みやすい環境づくり【厚生労働省】 215 億円（206 億円）

①不妊治療費助成等

- ・不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用を助成する。
- ・不妊専門相談センターの全都道府県・指定都市・中核市での設置に向け、箇所数の増を図る。

⇒ 県では、不妊治療が必要な夫婦が、より早い段階で不妊治療に取り組むことができるよう、平成 28 年度から不妊症診断に係る検査費用の一部助成を開始した。

また、新たに不妊専門相談センターを東部と西部にそれぞれ 1 箇所設置し、相談体制の強化を図っており、今後も不妊治療に関する支援体制の充実を図られるよう取組む。

②子育て世代包括支援センターの全国展開（一部社会保障の充実）

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、地域の実情に応じた産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する。

「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、利用者支援事業（内閣府に計上）を活用して実施（※内閣府予算の詳細が出ていないため引き続き情報収集を行う。）

⇒ 平成 28 年度から県独自で「とっとり版ネウボラ推進事業」を創設し、国庫補助の対象とならない市町村についても、地域の実情に応じた事業が行われるよう経費の一部を負担

しており、国の事業内容の詳細をみながら、県事業の補助対象について調整を行う。

※平成 29 年 11 月末時点での子育て世代包括支援センター未設置の状況

米子市、江府町：平成 30 年 4 月設置の方向で検討中

○小児慢性特定疾病対策【厚生労働省】 163 億円(177 億円)

慢性的な疾病を抱える児童等に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患者家庭の医療の負担軽減を図る。また、慢性的な疾病を抱える児童等の自立を促進するため、療養生活に係る相談や地域の関係者が一体となって自立支援を行うための事業を行う。

さらに、小児期から成人期への円滑な移行期医療を推進するための体制の構築に対する支援を行う。

⇒ 慢性的な疾病を抱える児童等及び患者家族へ負担軽減に継続して取り組む。

○地域少子化対策重点推進交付金【内閣府】 10 億円 (5.7 億円)

①結婚支援②結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組等について、これまでの自治体の取組から発掘された優良事例の横展開を支援する。

⇒ H30 当初予算分交付金は、昨年度とほぼ同内容で、増額されている。

ただし、H28 補正予算分で措置されていた結婚支援に対する取組への支援（40 億円）が H30 から当初予算化されたため、鳥取県への予算配分が厳しくなる恐れがある。

(4) 社会基盤の整備

(ア) 公共事業

公共事業関係費は、平成 29 年度から微増の 6 兆円弱（前年度比 1.00）が確保された。

地方自治体の自由度が高く、地域活性化等につながる事業等に充当することができる社会資本整備総合交付金は、8,886 億円（同 0.99）が、また、地方自治体によるインフラ老朽化対策や事前防災・減災対策等を重点的に支援するとされる防災・安全交付金は、1 兆 1,117 億円（同 1.01）が計上された。

(イ) 公共事業の概要

①道路整備事業費

・道路整備事業予算の決定額は、16,677 億円で、前年度より微増である（対前年伸率 1.00）。

➤直轄事業及び補助事業では維持修繕並びに大規模修繕など、インフラ老朽化対策に重点がおかれた配分であるが、従来の地域高規格道路に加え高規格幹線道路 IC アクセスが補助事業対象となり、ストック効果を最大化する取組の強化が伺える。

	平成29年度 予算額 (A)	平成30年度 決定額 (B)	対前年	
			伸率 (B/A)	増減 (B-A)
道路整備費	16,662	16,677	1.00	15
直轄事業	15,593	15,562	1.00	△31
改築その他	10,972	10,719	0.98	△253
維持修繕	3,458	3,683	1.07	225
諸費等	1,163	1,160	1.00	△3
補助事業	862	974	1.13	112
地域高規格道路等	501	516	1.03	15
ICアクセス道路等	165	240	1.45	75
大規模修繕・更新	45	65	1.45	20
除雪	104	104	1.00	0
補助率差額等	47	49	1.04	2
有料道路事業等	207	141	0.68	△66
合計	16,662	16,677	1.00	15

※四捨五入の関係で計数の和が一致しないことがある。(以下同じ)

- ・道路整備に対する財政上の特別措置について、平成30年度以降10年間継続するとともに、老朽化対策などの政策課題や地域の財政状況等を考慮し、主に以下の措置を講じることとなされている。

- ① 財政力の低い地方公共団体への支援の強化
- ② 地方公共団体による老朽化対策への支援の強化
- ③ 交付金事業のかさ上げ措置の対象を重点配分対象事業に重点化

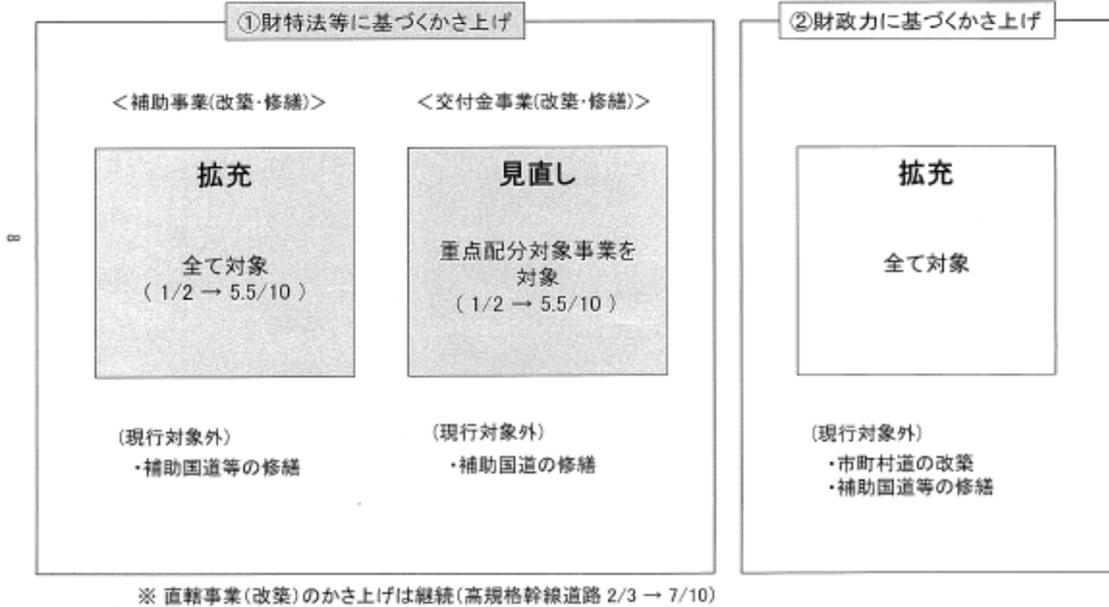
➤交付金事業における国道修繕は、現行の国費率 1/2 から 5.5/10 への拡充対象とされたものの、嵩上げ対象事業は「重点配分対象事業」とされる見直しがなされた。これにより、「非重点配分事業」で平成29年度まで国費率の嵩上げ措置対象となっていた事業が対象外（国費率 5.5/10→1/2）となることが予想される。

※鳥取県における平成29年度の重点配分対象事業は「ICアクセス」、「通学路安全対策」、「老朽化対策」であり、交付金の道路事業うち約 1/2 程度である。

道路整備に関する財政上の特例措置（かさ上げ措置の見直し案）

別紙3

○ 今年度末までの時限措置となっている財特法の規定によるかさ上げ措置
 ⇒平成30年度以降10年間継続（平成39年3月末まで）



[参考]

○山陰道などの高速道路ネットワークの整備

- ・「全国ミッシングリンクの整備」としての整理が行われていないため、正確な要求額や対前年度伸率は把握できないが、「全国ミッシングリンクの整備」に相当すると想定される「道路ネットワークによる地域・拠点の連携」及び「効率的な物流ネットワークの強化」については、総額として対前年度伸率 1.06 倍(前年度 1.05 倍)となる 6,048 億円（+355 億円）が計上されている。

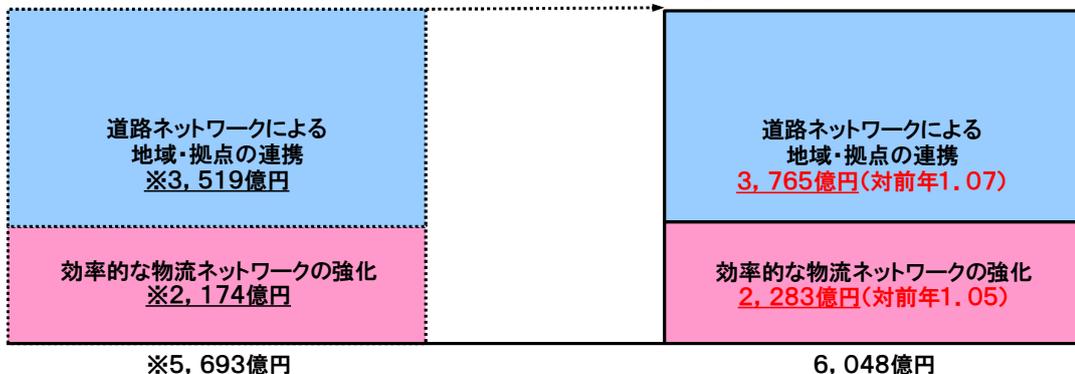
⇒ 今後の事業箇所別配分において、当県への重点配分がなされるよう、引き続き国に働きかけていく。

平成29年度当初予算
 【※鳥取県推計値】

平成30年度予算決定概要
 【国土交通省公表資料】

※平成29年度予算決定概要[国土交通省公表資料]
 に明記された対前年度伸率から逆算

1.06(+355億円) ※前年は1.05



○岩美道路などの地域高規格道路の整備

- ・地域高規格道路（補助事業）については対前年 1.03 倍となる 516 億円が計上されている。

⇒ 岩美道路等の整備を推進するため、予算の重点配分を引き続き国に働きかけていく。

○主な県内の事業箇所

事業	主な事業箇所
直轄事業	山陰道（鳥取西道路）、山陰道（北条道路）、江府三次道路（鍵掛峠道路） 鳥取自動車道、山陰道（米子道路）[付加車線設置]
補助事業	北条湯原道路（北条倉吉道路（延伸）・倉吉道路・倉吉関金道路） 山陰近畿自動車道（岩美道路）、江府三次道路（江府道路）

②港湾整備事業費

港湾整備事業費の決定額は 2,328 億円が計上されており微増。（対前年 1.00 倍）

（国費ベース 単位：億円）

事項	平成 29 年度 予算額(A)	平成 30 年度 決定額(B)	対前年		要望している 事業箇所
			伸率 (B/A)	増減額 (B-A)	
港湾整備事業	2,321	2,328	1.00	7	鳥取港、境港

（主な事業箇所）

○境港外港竹内南地区貨客船ターミナル整備事業（ふ頭再編改良事業）（直轄事業）

⇒ H31 年度末の供用開始に向け、整備のピークとなる H30 年度必要事業費確保が重要であり、引き続き、境港への重点配分を国に働きかけていく。

③治水事業費（河川、砂防、海岸事業）

治水事業予算は、7,811 億円で、前年度並みとなっている。（対前年比 1.00 倍）

⇒ 中海湖岸堤について、短期・短中期整備箇所の整備促進に必要な予算が確保できるよう引き続き国に働きかけていく。

⇒ 皆生海岸について、侵食対策に必要な予算が確保できるよう引き続き国に働きかけていく。

⇒ 直轄砂防堰堤（大山環状道路の下流側に設置する二の沢砂防堰堤等）の整備促進に向け、十分な予算が確保されるよう引き続き国に働きかけていく。

（国費ベース 単位：億円）

事項	平成 29 年度 予算額(A)	平成 30 年度 決定額(B)	対前年		要望している 事業箇所
			伸率 (B/A)	増減額 (B-A)	
治山治水	7,806	7,811	1.00	5	
治水	7,569	7,574	1.00	5	斐伊川（中海護岸） 大山山系直轄砂防ほか
海岸（港湾海岸含む）	237	237	1.00	0	皆生海岸

④治山・森林整備事業費

(国費ベース 単位：億円)

事 項	平成 29 年度 予算額(A)	平成 30 年度 決定額(B)	対前年		要望している 事業箇所
			伸率 (B/A)	増減額 (B-A)	
林野公共事業	1,800	1,800	1.00	0	
治山事業	597	597	1.00	0	田原谷地区復旧治山事業ほか
森林整備事業	1,203	1,203	1.00	0	(農林水産部所管事業)

(注) 林野公共事業のうち国有林直轄事業と民有林補助治山事業との区分は不明。

- ・集中豪雨、流木被害の拡大等に対する山地防災力の強化のため、荒廃山地の復旧・予防対策、総合的な流木対策の強化等を推進することとしており、流木対策としての治山堰堤の整備、流木化する可能性が高い流路部の立木の伐採等の予算確保を働きかけていく。

⑤漁港整備事業費

(国費ベース 単位：億円)

事項	平成 29 年度 予算額(A)	平成 30 年度 決定額(B)	対前年		要望している 事業箇所
			伸率 (B/A)	増減額 (B-A)	
水産基盤整備事業	700	700	1.00	0	網代漁港ほか

- 水産基盤整備事業費については、輸出拠点となる漁港の衛生管理対策や水産資源回復対策、老朽化した漁港施設の長寿命化対策や地震・津波対策、漁港機能の集約化・再活用等を推進するものとし、前年度と同額程度が計上されており、県から要望している長寿命化対策に向けた予算の確保を働きかけていく。

⑥交付金

◇社会資本総合整備

(国費ベース 単位：億円)

事 項	H29 年度予算額 (A)	H30 年度決定額 (B)	伸率 (B/A)
社会資本総合整備	19,977	20,003	1.00
社会資本整備総合交付金	8,940	8,886	0.99
防災・安全交付金	11,057	11,117	1.01

※国土交通省と共に、ICT技術の活用などi-Construction推進の一環として社会資本整備総合交付金等による試行工事に取り組んでおり、鳥取県版の建設業働き方改革を進めている。

(主な事業箇所)

○社会資本整備総合交付金

国道 181 号岸本バイパス(H30 年完了予定)、郡家鹿野気高線(気高道の駅)(H31 年 4 月開設予定)

○防災・安全交付金

国道 482 号春米バイパス、塩見川河川改修、大路川河川改修、岩美海岸浸食対策、加勢蛇川

(砂防えん堤)、藤津(急傾斜地崩壊対策事業)、(米子市)米子駅南北自由通路等整備事業
 <参考:水管理・国土保全局主要項目>

全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた緊急的な治水対策を推進。

- ・ 流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤整備(加勢蛇川 等)
- ・ 洪水に特化した低コストな水位計整備

◇農山漁村地域整備交付金

(国費ベース 単位:億円)

区 分	H29 年度予算額 (A)	H30 年度決定額 (B)	伸率 (B/A)
農山漁村地域整備交付金	1,017	917	0.90

- ・ 地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援

○海岸漂着物等地域対策推進事業

海岸漂着物対策予算は、400百万円で、前年度並みとなっている。(対前年比1.00倍)

⇒ 海洋・水環境保全のために海岸漂着物等の撤去に必要な予算を確保できるよう引き続き国に働きかけていく。

事項	平成 29 年度 予算額 (A)	平成 30 年度 決定額 (B)	対前年		要望している 事業箇所
			伸率 (B/A)	増減額 (B-A)	
海岸漂着物等 地域対策推進事業	400	400	1.00	0	県管理海岸

(ウ) その他

○空き家対策の推進、空き地や所有者不明土地等の有効活用の推進【国土交通省】36億円(30億円)

空き家の利活用や除却、空き地や所有者不明土地等の有効活用の推進により生活環境の維持・向上を図り、魅力・活力のある地域の形成を図る。

※所有者不明の空き地に利用権を設定する新制度及び公共事業での土地取得手続きの簡素化の法案を来年の通常国会に提出予定。

⇒ 登記の義務化など、登記手続きが適切に行われるよう、民法及び不動産登記法の整備について、引き続き国に働きかけていく。

○長期相続未了土地問題解消対応等【法務省】15.7億円(4.9億円)

公共事業用地等の取得等の各種事業の円滑化・進展のため、事業主体のニーズを把握し、所有権移転の登記が行われていない土地について相続発生の有無及び法定相続人を調査

⇒ 登記の義務化など、登記手続きが適切に行われるよう、民法及び不動産登記法の整備について、引き続き国に働きかけていく。

○公共施設等の適正管理の推進【総務省】4,800億円(3,500億円)

公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため「公共施設等適正管理推進事業費」について、地方財政計画の計画額を増額するとともに、地方財政措置が拡充された。

- ・ 地方財政計画の計上

公共施設等適正管理推進事業費の増額

・ 地方財政措置の拡充

対象事業のうち長寿命化計画に基づき実施される事業に次の事業が追加された。

河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、治山施設、港湾施設、漁港施設、農道

(※従前は道路、農業水利施設のみ)

⇒ 災害時等に施設本来の機能が十分に発揮されるよう、老朽化対策をはじめ施設の適正管理を推進する。

○地方空港における国際線の就航促進【国土交通省】10億円(10億円)

訪日外国人旅行者数2020年4000万人等の目標達成のため、平成29年7月に全国27空港を「訪日誘客支援空港」と認定(うち、米子鬼太郎空港は最も有利な支援が受けられる『拡大支援型』として認定)し、各地域における国際線就航を通じた訪日客誘致の取組の拡大に向けて、当該空港に対して、新規就航・増便の支援(着陸料割引や新規就航経費支援)や空港の受入高度化(空ビルによる待合スペースやPBB等の整備など出入国容量拡大等に資する整備)など、必要な支援を実施。

⇒ 米子鬼太郎空港では、国際線搭乗待合室、C I Q施設等の狭隘が課題となっており、平成30年度からの改修工事の着手に向けて、同制度の確実な支援が得られるよう国に働きかけていく。

⇒ 12月末から3月末まで増便し5便化となる米子-ソウル便の増便部分について支援対象となっている。4月以降の5便化継続に向けて、本制度を活用しエアソウルに向けた働きかけを行っていく。

○幹線鉄道ネットワーク等のあり方に関する調査【国土交通省】2.8億円の内数(2.8億円の内数)

基本計画路線を含む今後の幹線鉄道ネットワーク等のあり方を検討するため、我が国の幹線鉄道ネットワークの現況や、幹線鉄道等の効率的な整備手法等について調査を行う。

⇒ 当該調査において、本県の鉄道高速化に向けた整備方針を国として明確に示すよう働きかけていく。

○地域鉄道の利便性の向上(コミュニティ・レール化)【国土交通省】13億円の内数(13億円の内数)

地域公共交通網形成計画の枠組みを活用して、地域鉄道の利用促進や地域の活性化を図るべく、鉄道の利便性向上のための施設整備に対し支援を行う。

⇒ H28年度に策定した鳥取県東部地域公共交通網形成計画に基づき、若桜鉄道の行き違い施設を来年度整備予定。(設置主体：八頭町・若桜町、国庫1/3補助)

○地域鉄道の安全輸送の確保及び利用環境の改善【国土交通省】一億円(新規)

地域にとって欠くことのできない公共交通機関である地域鉄道等において、経営改善・サービス向上に資する計画的な車両整備(老朽車両の更新・改良)に対して支援を行う。

⇒ 査定落ち。

補助対象は第3セクターであるが、智頭鉄道の車両更新は30年代後半、若桜鉄道については車両の更新は行わず修理で対応予定であるため特段の影響なし。(国庫1/3補助)

○工業用水道事業におけるPPP/PFI促進事業【経済産業省】1.2億円(新規)

産業全体の活動基盤となる工業用水道事業では、事業の統廃合や広域化等による経営合理化とともにコンセッション方式の導入を推進することが有効であり、コンセッション事業の推進は我が国の成長戦略として「未来投資戦略2017」等で必要とされていることから、コンセッション方式を主体としたPPP/PFIの導入を促進するための環境整備を行う。

平成29年度に行う導入可能性等調査(5件を実施)の結果を踏まえ、平成30年度は導入可能性が高い案件を対象に2件の資産評価等を実施する。

⇒ 本県の工業用水道事業では、平成 29 年度に国と連携して導入可能性調査を実施中であり、その結果を受けて判断したい。

○下水道事業の安定的・継続的な財政支援と制度拡充【国土交通省】

※社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

交付要件として、広域化・共同化に関する計画の策定や公営企業会計の適用の検討が追加。

⇒ 今年度中に市町村とともに研究会を立ち上げ、有識者による講演等により広域化等に向けた機運を高め、次年度以降、市町村の状況を踏まえ、具体の検討を進めることにしている。また、天神川流域下水道事業について公営企業会計の一部適用（平成 32 年 4 月）に向け、当初予算要求中。

○強靱・安全・持続可能な水道の構築【厚生労働省】 375 億円(355 億円)

・国民生活を支えるライフラインである水道施設の耐震化・広域化や安全で良質な給水を確保するための施設整備に加え、コンセンションの推進や水道事業の IoT（インターネット オブシングス）活用等を進める。

⇒ 今年度中に市町村とともに研究会を立ち上げ、有識者による講演等により広域化等に向けた機運を高め、次年度以降、市町村の状況を踏まえ、具体の検討を進めることにしている。

(5) TPP・日欧EPA 対策等を踏まえた農林水産業の振興

<農林水産関係公共事業関係一覧>

(単位：億円)

区分	H28 補正 ①	H29 予算額 ②	①+②	H30 決定額 (A)	H29 補正追加額	
					補正額 (B)	(A) + (B)
農業農村整備	1,580	3,084	4,664	3,211	1,370	4,581
林野公共	410	1,800	2,210	1,800	320	2,120
<内訳>	治山	100	597	697	195	792
	森林整備	310	1,203	1,513	1,203	1,328
水産基盤整備	160	700	860	700	119	819
農山漁村地域整備交付金	0	1,017	1,017	917	—	917
公共事業費計	2,150	6,833	8,983	6,860	2,229	9,089

<水田対策>

○水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施【農林水産省】 6,510 億円 (5,980 億円)

- ・水田活用の直接支払交付金 3,304 億円 (3,150 億円)
- ・畑作物の直接支払交付金 2,065 億円 (1,950 億円)
- ・収入保険制度の実施 260 億円 (新規) など

飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化推進、土地利用型農業の経営体の経営の安定を図る米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）などの施策を実施する。

⇒ 米の直接支払交付金（H29 予算：714 億円）が廃止となり、新たに収入保険制度（260 億円）の実施が盛り込まれている。また、水田フル活用の重点品目である飼料用米等の生産拡大に向けて「水田活用の直接支払交付金」は 3,304 億円（154 億円の増）とされたが、米政策等の確実な実行に向け重要な事業であり、引き続き情報収集に努める。

<畜産振興>

○畜産・酪農経営安定対策【農林水産省】 1,864 億円 (1,763 億円)

畜産・酪農経営の安定を支援する経営安定対策。各畜産物の価格が下落した場合の補填金等の交付を行う。

⇒ 牛マルキンが4月1日から8割⇒9割に引き上げられるため、予算額は101億円増加。
(1年間のみ。豚マルキンは変更なし)

⇒ 補填率の引き上げに伴い、生産者積立金単価の引き上げ(県は生産者分の1/3を補助)が想定されるため、本県の当初予算では5,000千円増額を予定。

<園芸作物>

○強い農業づくり交付金【農林水産省】 202 億円 (202 億円)

国産農畜産物の安定供給・輸出拡大のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援する。

⇒ H30年度、県内で本事業を活用する予定はないが、広域施設の改修・整備において重要な事業であり、引き続き情報収集に努める。

○品目別生産振興対策(野菜、果樹、花きなど)【農林水産省】 350 億円 (379 億円)

野菜の生産・出荷と価格の安定、果樹の計画生産と出荷、花きの生産体制の強化と需要拡大など、品目別に生産振興、出荷安定などの取組を支援する。

⇒ 前年度379億円より大幅減額となっているが、本県で活用予定の果樹関係事業は56億円(57億円)と微減であり、その他事業毎に細かな増減があるが、詳細が未定のため引き続き情報収集に努める。

○GAP拡大の推進【農林水産省】 6 億円 (新規)

国際水準GAPの取組・認証取得の拡大に向け、指導員・審査員の育成・確保、認証取得拡大の推進等を総合的に支援する。

⇒ 県のGAP推進に活用する予定であり、当初予算では300万円の国費を見込んでおり、詳細な要件等について情報収集に努める。

<土地改良>

○農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化【農林水産省】

112 億円 (155 億円)

担い手への農地集積・集約化等を加速するため、農地中間管理機構の事業運営、農地の出し手に対する協力金の交付等を支援する。(各都道府県の基金から充当し、不足分を措置)。

<関連>

・農地の大区画化等の推進(公共)1,110億円の内数(1,034億円の内数)※農業農村整備事業
【補正予算】350億円

・農地耕作条件改善事業 298億円 (236億円)

・果樹支援関連対策 56億円 (57億円)

※果樹農業好循環形成総合対策事業

⇒ 地域集積協力金等の上限単価が減額されることと、各都道府県の基金残の充当が見込まれることから、全国的には約40億円の減額となっている。

⇒ 本県では基金の残はほとんどないが、補助金で手当される見込みのため、影響は少ないと思われる。

○農業委員会の活動による農地利用最適化の推進【農林水産省】 133億円（123億円）

農地利用の最適化の推進のための農業委員会の積極的な活動を支援する。

⇒ 新体制に移行する農業委員会が増えるために、10億円の増額。

⇒ 新たに実施することとなった、農地利用最適化の活動に対する助成金の増額が見込まれる。

（参考）

来年度、境港市と北栄町農業委員会が新体制に移行し、全市町村で新体制への移行が完了する。

○農業人材力強化総合支援事業【農林水産省】 233億円（202億円）

うち農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金） 175億円（140億円）

次世代を担う人材を育成・確保するため、就農前後に必要な資金の交付（農業次世代人材投資事業）、雇用就農を促進するための農業法人での実践研修、海外研修への支援のほか、農業者が営農しながら経営ノウハウを学ぶ場（農業経営塾）の創出等を支援。

⇒ 基金が少なくなり補助金による支援が中心となることから、農業次世代人材投資事業が30億円の増額となっている。

⇒ 制度の変更点など詳細は不明であるが、基本的には前年と同じ内容と考えられることから、本県への影響は少ないと思われる。

○農地耕作条件改善事業【農林水産省】 298億円（236億円）

農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、事業を実施すること等により、区画拡大等を促進。

⇒ 農地中間管理機構関連として62億円増。本県への予算の配分を引き続き国に働きかけていく。

○多面的機能支払交付金【農林水産省】 484億円（483億円）

農業者等で構成される活動組織が農地を農地として維持していくために行う地域活動や、地域住民を含む活動組織が行う地域資源の質的向上を図る活動に交付金を交付。

⇒ 微増であるが、本県への配分が不足すると思われるため、本県への予算の重点配分を引き続き国に働きかけていく。

○中山間地域等直接支払交付金【農林水産省】 263億円（263億円）

中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するため、条件不利地域での農業生産活動を継続して行う農業者等に交付金を交付する。

⇒ 同額。本県への配分が不足すると思われるため、本県への予算の重点配分を引き続き国に働きかけていく。

○環境保全型農業直接支払交付金【農林水産省】 25億円（24億円）

化学肥料及び農薬の5割低減の取組と合わせて、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動を行う農業者・団体に交付金を交付

⇒ 微増。本県への配分が不足すると思われるため、本県への予算の重点配分を引き続き国に働きかけていく。

<林業振興>

○森林整備事業【農林水産省】 1,203 億円 (1,203 億円)

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、意欲と能力のある経営体や、同経営体が森林の管理経営を集積・集約化する地域に対し、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を重点的に支援する。財務省から農林水産省への内報額は対前年比 100%。

⇒ 同額。本県への予算配分を引き続き国へ働きかけていく。

○林業成長産業化総合対策【農林水産省】 235 億円 (※精査中)

意欲と能力のある林業経営体に森林の経営・管理を集積・集約化する地域を重点的に支援することを前提に、路網整備や林業機械導入、主伐・再造林の一貫作業の推進、JAS無垢材の利用拡大など、川上から川下までの取組を総合的に支援。

⇒ 「次世代林業基盤づくり交付金」を骨格にした組み換え新規事業と推察される。事業内容の詳細が不明であり、本県への予算の重点配分を引き続き国に働きかけていく。

<水産業振興>

○水産流通基盤整備事業【農林水産省】 114 億円 (109 億円)

消費・輸出の拡大に向けて、漁港における集出荷機能の集約・強化や衛生管理対策など、安全で安定した水産物の供給体制の確立を推進する。

⇒ 特定漁港漁場整備事業

境港高度衛生管理型市場・漁港の整備に必要な予算の全額確保（事業費 12 億円、国庫補助 8 億円）に努めていく（29 年度補正予算要望全額配分の場合）。

<その他>

○鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進【農林水産省】 105 億円 (97 億円)

鳥獣被害対策実施隊の増設・捕獲活動の強化、侵入防止柵の設置等による鳥獣被害防止とともに、ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供を実現するため、捕獲から搬送・処理加工が繋がったモデル地区の整備を支援するほか、森林被害防止のための広域・計画的な捕獲を実施する。

⇒ 従来の鳥獣被害防止対策に加えジビエ利活用を重点的に推進するとし、H29 補正 13 億円を加えると大幅に増額決定されている。ジビエモデル地区に申請を検討している内容(※)について、食のみやこ推進課と農水省の間で調整を進めているところであり、鳥獣被害防止対策も含め引き続き情報収集に努める。

※中西部におけるジビエ振興体制の構築（コーディネーターの配置等）、トレーサビリティシステムの構築、高度な解体処理技術の普及などにより、全県的なジビエ振興を図る。

(6) 観光振興

○訪日プロモーションの抜本改革【国土交通省】 100 億円 (87 億円)

訪日外国人旅行者 4,000 万人、訪日外国人旅行者消費額を 8 兆円達成のために、訪日旅行者全体の 84%を占めるアジアの既存市場確保のほか欧米豪、富裕層、若年層など新たな市場の開拓が必要であるため、広域的に連携して観光客の多様なニーズに即した誘客に取り組み、地方への周遊を進める。

⇒ 島根県をはじめとする中国地方各県と連携して欧米、東南アジアなどからの誘客に向けた情報発信等に取り組む。また、事業の実施主体となる JNTO と連携し、鳥取への外国人観光客の誘客につなげられるよう、引き続き情報収集を行う。

○訪日外国人旅行者受入基盤整備緊急対策事業【国土交通省】 96.3 億円 (85.3 億円)

訪日外国人旅行者数 4,000 万人等の実現に向けて、多言語音声翻訳システムの普及等多言語対応の一層の促進、無料公衆無線 LAN 環境の一層の充実、増加する訪日ムスリム旅客の受入体制の強化等、ストレスフリーな受け入れ環境の整備に向けて支援を行う。

⇒ 宿泊施設等における無料公衆無線 LAN 環境の整備、各施設の HP、案内表示の多言語化などの取組への活用可能性について情報収集を続ける。

○広域観光周遊促進のための新たな観光地域支援事業【国土交通省】 18.5 億円 (20.9 億円)

訪日外国人旅行者をはじめとした観光客の各地域への周遊を促進するため、DMO が中心となって行う、地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して支援を行う。

⇒ 山陰インバウンド機構の事業財源として活用が見込まれているが、前年度予算額から減額と制度変更（補助率が新規、継続により変動（調査・計画策定 定額、新規 1/2、2 年目 2/5、3 年目 1/3）。なお国直接執行から地方への補助金形式に変更された）により来年度のインバウンド機構の事業規模が縮小となる可能性あり。

また、地方公共団体が行う事業も補助対象となっており、財源として活用できるよう情報収集を行う。

○CIQ体制の充実【法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省】 705人増

訪日外国人旅行者数の増加に係る出入国管理体制等の充実強化を図るため、職員の増員を行う。

・入国審査官等 279人増、税関職員 302人増、検疫官 124人増

⇒ クルーズ船の入港が増加しており、また新ターミナルの建設が行われている境港等において、今後増加見込みである訪日外国人旅行者がスムーズに出入国できるよう、国に対し、出入国時の審査等に関わる人員の増員を働きかけていく。

○農泊の推進【農林水産省】 57 億円 (50 億円)

増大するインバウンド需要等と呼び込み、農産漁村の所得向上を図るため、「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築、地域に眠っている資源の魅力ある観光コンテンツとしての磨き上げ等の取組や古民家等を活用した滞在施設、農林漁業体験施設等の整備を一体的に支援

⇒ 現在、鳥取県内では、鳥取市佐治地区、八頭町船岡地区、倉吉地区など 5 地区において本交付金を活用しながら農泊に取り組んでおり、さらなる推進を図る。

○国際観光旅客税（仮称）の創設【再掲】

観光立国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るため観光促進のための税として、出国に広く薄く負担を求める国際観光旅客税（仮称）を創設。

出国 1 回につき 1,000 円、平成 31 年 1 月 7 日以後の出国に適用され、平成 30 年度に 60 億、平成 31 年度からは年間およそ 400 億円程度の税収となる見込み。

財源の使途として、特に緊急性が高い CIQ 体制整備、ICT を活用した多言語対応等の受入環境の整備、地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等に係る施策に充てられる。

⇒ 地方が実施する広域観光推進事業、DMO への支援、外国人観光客受け入れ環境整備の支援財源として活用が見込まれるため、各種支援事業の拡充・増額等について引き続き国へ要望を行う。

○外国人旅行者の消費税免税措置の拡充【再掲】

外国人旅行者の利便性の向上等の観点から、免税販売手続の電子化を推進し、ペーパーレス化を進める（平成 32 年 4 月 1 日運用開始予定）。

また、免税販売の対象となる下限額（一般物品と消耗品それぞれ 5,000 円）の判定に際し、一定の条件下で一般物品と消耗品の合算を認める措置を講ずる。（平成 30 年 7 月 1 日運用開始予定）。

○文化資源を生かした社会的・経済的価値の創出【文部科学省】 132 億円（54 億円）

文化財の活用を促進するセンター機能の整備や文化財の保存・活用の好循環サイクルに向けた仕組みを構築するなど、文化資源を生かし、文化で稼ぐ新たな政策を推進する。

⇒ 史跡の保存・修理整備やガイド施設・案内板等の設置及び歴史的建造物の復元等の一体的な整備を行う事業に対する予算が充実されており、県内で予定されている文化財の保存整備での活用が見込まれる。

○かけがえのない文化財の保存、活用及び継承等【文部科学省】 476 億円（469 億円）

「日本遺産」をはじめ文化財を活用した観光振興・地域経済活性化の事業を推進するとともに、文化財を次世代に継承するため、修理・整備や技術者の育成等への支援を行う。

⇒ 平成 28 年度に日本遺産に認定された「大山山麓地域」において、引き続き情報発信等の取組に国からの補助金を活用することとしている。

なお、来年度の認定を目指している「因幡・但馬」についても、認定されれば当該補助金の活用が見込まれる。

また、文化財建造物の保存修理に係る予算が増額となっていることから、中部地震で被災した文化財の修理事業等、建造物の保存修理を進めていく。

○国際文化芸術発信拠点形成事業【文化庁】 12.5 億円（新規）

訪日外国人の増加や活力ある地域社会の形成等に資するため、芸術祭等を中核とし、国際的な発信力を強化した大規模かつ持続的な文化芸術発信拠点の形成を支援する。（8 拠点程度）

⇒ 制度の詳細について引き続き情報収集を行い、積極的に活用を検討する。

○文化芸術創造拠点形成事業【文化庁】 12.5 億円（25 億円）

地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに実施する、地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業のうち、特に社会的・経済的な価値の創出や地域活性化に資する取組を支援する。

⇒ 活用に向けて、引き続き情報収集を行う。

○2020 年以降へのレガシー創出に特に資する文化プログラム関係経費【文化庁】

61 億円（※精査中）

2020 年東京オリンピック・パラリンピックの機会を活かし、国際化や共生社会構築などに資する文化プログラムを継続展開することにより、社会的・経済的価値を育み 2020 年以降へのレガシーを創出する。

⇒ 内容が不明であり、引き続き情報収集を行う。

○スポーツ産業の成長促進事業【スポーツ庁】 2 億円（1.3 億円）

成長戦略に掲げるスポーツの成長産業化を実現するため、地域交流拠点としてのスタジアム・アリーナの実現や地域スポーツ振興の中心的役割を担う指導者の活用促進、スポーツ団体

の経営力強化に向けた経営人材育成・活用の促進及びプロスポーツを含めた日本独自のスポーツコンテンツの海外展開の推進等を通じて、スポーツによる地域・経済の活性化を図る。(民間団体等へ委託)

⇒ 詳細について、引き続き情報収集を行う。

○障害者スポーツ推進プロジェクト【スポーツ庁】 0.5 億円 (新規)

各地域における課題に対応した障害者スポーツ振興体制の強化、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を図るとともに、障害者スポーツ団体の体制の強化を図り他団体や民間企業等と連携した活動の充実につなげる。

⇒ 詳細について、引き続き情報収集を行う。

○2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ 2019 を活かした地域経済や地域交流の活性化の促進【総務省】 0.1 億円 (0.7 億円)

東京オリ・パラ競技大会及びラグビーワールドカップ 2019 を契機とした地域活性化促進に向けた調査研究、産学官連携による地域密着型企業の立ち上げ支援「ローカル 10000 プロジェクト」における東京オリ・パラ関連施策の重点支援など。

⇒ 詳細について、引き続き情報収集を行う。

○社会体育施設等の整備【文部科学省】 45 億円 (45 億円)

全国の社会体育施設や学校体育施設の改修等に要する経費を補助する。

⇒ このうちスポーツ施設環境整備に係る補助の詳細が不明であるため、引き続き情報収集を行う。

なお、本県が要望しているキャンプ誘致・国際大会開催に係る施設整備等への財政支援に関して、日本スポーツ振興センター「スポーツ振興くじ助成金」制度の動向についても、引き続き情報収集を行う。

○国立公園満喫プロジェクト等推進事業【環境省】 117 億円 (101 億円)

・日本の国立公園を世界水準のナショナルパークとしてブランド化を図り、海外に向けた効果的な広報を行うことにより、訪日外国人の国立公園利用者数の増加を図る「国立公園満喫プロジェクト」について先行している公園の取組を着実に実施し、横展開を推進する。

⇒ 大山開山千三百年祭への誘客等も視野に、「大山隠岐国立公園満喫プロジェクト・ステップアッププログラム」(平成 28～32 年度)の確実な実施に向けた予算の総額確保及び地方への重点配分について冬要望を行ったばかりであるが、事業費全体としては、大きく認証割れ(約 4 割)した前年度比約 1.2 倍弱に止まっている。国直轄分と交付金分の内訳等について情報収集を行うとともに、継続して国への働きかけを行う。

(7) 人材育成

○【人づくり革命】私立高等学校等就学支援金【文部科学省】制度拡充

私立高等学校に通う生徒に対して授業料を支援する就学支援金について、消費税使途変更により財源を確保した上で、平成 32 年度より年収 590 万円未満の世帯を対象として授業料の実質無償化を実現する。

⇒ 国において財源を確保することが前提であり、引き続き情報収集を行っていく必要がある。

○【生産性革命】産学連携デジタルものづくり中核人材育成事業費【経済産業省】1億円（新規）

製造現場の技術者に必要となるデジタルスキル習得やスキル転換に向けた人材育成プログラムを提供する事業者に対し、カリキュラム開発費用を補助。

また、IT人材等の学び直しのため、「第4次産業革命スキル習得講座認定制度」を創設し、厚生労働省において、専門実践教育訓練制度の給付対象とする。

⇒ 県においては、とっとりIoT推進ラボを設置し、各事業部門におけるIoT導入、人材育成、新製品・サービス開発の促進による県内企業の生産性向上に取り組むこととしており、国の制度についても引き続き情報収集を行う。

○【生産性革命】ユーザ企業等を対象としたIoT人材育成事業【総務省】18.5億円（16.7億円）

IoTユーザを対象とした地域ごとの講習会や体験型セミナー、若者・スタートアップを対象としたハッカソン等の取組を推進し、IoT人材の育成を支援。

※今年度、鳥取県で全国初開催しており、次年度も開催予定。

⇒ 県においては、とっとりIoT推進ラボを設置し、各事業部門におけるIoT導入、人材育成、新製品・サービス開発の促進による県内企業の生産性向上に取り組むこととしており、国の制度についても引き続き情報収集を行う。

○【生産性革命】離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進（第4次産業革命に対応した基礎的ITリテラシー習得のための職業訓練コース（仮称）の設定）

【厚生労働省】7億円（新規）

離職者訓練（委託訓練）において基礎的ITリテラシー講座を設定し、他の公的職業訓練（IT以外）との連続受講により、基礎的ITリテラシーも習得した上で希望の職業への就職を実現する。

⇒ 「社会人のリカレント（学び直し）教育」について、県内の若年者無業者率等の指標が全国よりも高いことも踏まえ、ニーズ等を確認しながら産業人材育成センターでの離職者訓練の実施も視野に情報収集を続ける。

<参考：県内の若年者の就職状況（H27 国勢調査）>

（若年者無業者率）全国：4.95%、鳥取県：5.76%

（新規大学等卒業者（H24 年度卒業）の県内企業離職率）全国：35.92%、鳥取県：41.08%

○義務教育費国庫負担金（教職員定数の改善など）【文部科学省】

1兆5,228億円（1兆5,248億円）

・新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革を目指し、学校における指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、「チーム学校」を実現するため、教職員定数の改善、専門スタッフや外部人材の配置拡充、業務の適正化などを一体的に推進する。

・教職員定数の改善 【全国 ▲ 2,861 人】

児童生徒減少に伴う自然減、学校統廃合の進展による定数減 全国 ▲4,456 人
基礎定数化(H29 義務標準法改正関係)による当然増 全国 + 385 人
加配定数の増加 全国 +1,210 人

<基礎定数化の内訳> ※平成 29 年から 38 年度までの 10 年間で順次基礎定数化

- ①通級による指導 (+505 人)
- ②日本語指導 (+ 58 人)
- ③初任者研修 (+ 63 人)
- ④基礎定数化に伴う自然減等 (▲241 人)

<加配定数の増加の内訳>

- ⑤小学校専科指導(英語)に必要な教員の充実 (+1,000 人)
- ⑥中学校生徒指導体制の強化 (+50 人)
- ⑦貧困等に起因する学力課題の解消 (+50 人)
- ⑧養護教諭、栄養教諭、学校事務職員の充実 (+60 人)
- ⑨統合校・小規模校への支援 (+50 人)

・給与関係では、人事院勧告に伴う給与改定 (+135 億円) が措置

⇒ 次期学習指導要領における小学校外国語教育の早期化・教科化に伴い、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行うための専科指導教員の配置に向けて、必要な加配定数の配分を国に要求していく。

併せて、いじめ・不登校等へ対応するための生徒指導担当をはじめとした生徒指導体制の強化、養護教諭や事務職員等の「チーム学校」実現に向けた学校指導体制の基盤整備など本県として必要な定数の配分についても、引き続き国に要求していく。

○補習等のための指導員等派遣事業【文部科学省】 48 億円 (46 億円) 一部新規

・スクール・サポート・スタッフの配置(1 / 3 補助) 12 億円 (新規)

教員の事務負担等軽減のため、新たに地域人材をスクール・サポート・スタッフとして配置(全国 3,000 人)する経費が措置。

⇒ 学校の働き方改革を一層推進するため、当該事業を積極的に活用して、学習プリント等の印刷・配布、授業準備の補助などを教員に代わって行う非常勤職員の配置を進める。

・中学校における部活動指導員の配置(1 / 3 補助) 5 億円 (新規)

教員の働き方改革の推進と部活動の質的向上を図るため、適切な練習時間や休養日の設定など、部活動の適正化を進めている教育委員会に対して中学校の部活動指導員の配置(全国4,500 人)に係る経費を支援(負担割合:国・県・市町村各 1 / 3 ずつ)

⇒ 市町村教育委員会に情報提供し、本補助金の活用を促す。

○地域と学校の連携・協働の推進 【文部科学省】 71 億円 (69 億円)

学校を核とした地域力強化の仕組みづくりを推進するとともに、地域の活性化につながる多様な取組を展開することにより、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに一億総活躍社会及び地域創生の実現を図る。

⇒ 単県の「地域ではぐくむ学校支援ボランティア事業」から国事業へのスムーズな移行を図るとともに、コミュニティ・スクールの導入促進及び充実を進める市町村を支援し、「地域とともにある学校」づくりを全県に拡充する。

○特別支援教育の生涯学習化推進プラン【文部科学省】 27 億円(24 億円)

障がい者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を総合的に推進するとともに、共生社会の実現を目指す。

- ・学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業 1 億円（新規）

生涯学習、教育、福祉・労働等の関係機関・団体が連携して障がい者の多様な学習活動を支援する体制・拠点等の在り方や生涯にわたる能力の維持・開発・伸長のための効果的なプログラムに関する実践研究などを行う。

⇒ 詳細について、引き続き情報収集を行う。

- ・切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実 24 億円(22 億円)

切れ目ない支援体制構築のための特別支援教育の推進について、障がいのある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向けた取組の充実を図り、障がいのある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

特別支援学校等に配置する医療的ケアのための看護師配置の拡充（1,200 人→1,500 人）

⇒ 現在、医療的ケアのための看護師、就労支援コーディネーター、PT・OT の配置、通級指導教室担当教員の専門性向上のための研修、スポーツでの交流を通じた障がい者理解の推進事業等で補助金等を活用しており、これらの事業を引き続き活用する。

○いじめ対策・不登校支援等総合推進事業 【文部科学省】 63 億円 (61 億円)

いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネット及び SNS を通じて行われるいじめへの対応など、地方公共団体等におけるいじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸課題への対応等のための支援体制を整備するほか、専門スタッフの配置充実等を図る。

- ・スクールカウンセラー等活用事業 46 億円（46 億円（0.1 億円増））（補助率 1 / 3）

スクールカウンセラーの配置拡充（26,000 校→26,700 校）

- ・スクールソーシャルワーカー活用事業 15 億円（13 億円）（補助率 1 / 3）

スクールソーシャルワーカーの配置拡充（5,047 人→7,547 人）

- ・SNS を活用した相談体制の構築（新規）0.5 億円（平成 29 年度補正予算案：2 億円）

SNS を活用した相談体制構築のための立ち上げ・準備経費

⇒ 現在も補助金を活用し、中学校、県立学校へのスクールカウンセラーの配置、市町村へのスクールソーシャルワーカーの配置への補助及び県立学校のスクールソーシャルワーカーの配置、県のスーパーバイザーの配置等を行っている。市町村の状況や意向を確認しながらスクールソーシャルワーカーの市町村配置の拡充を検討する。

SNS を活用した相談体制については、スマートフォン等から「いじめ」や「悩み」について通報できるシステムの試験導入について現在検討中であり、この事業が活用できるかどうか引き続き情報収集を行う。

○小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業等【文部科学省】 8 億円（8 億円）

小・中・高等学校を通じた英語教育の強化のため、新学習指導要領の全面実施に向けた新教材の整備、民間機関との連携による指導法等の開発や教員の指導力・専門性向上のための事業等を行う。

⇒ 詳細について、引き続き情報収集を行う。

○公立学校施設の老朽化対策を中心とした教育環境の改善等の推進【文部科学省】

1,344 億円 (29 補 662 億円含) (2,097 億円 (28 補 1,407 億円含))

安全性、機能性に支障のある老朽施設を改善するなど、児童生徒が安心できる教育環境への改善を推進するとともに、耐震化及び防災機能強化に取り組む。

- ・老朽化対策を中心とした教育環境の改善 (老朽化対策、空調設置、トイレ改修、給食施設整備等を推進)
- ・耐震化及び防災機能強化の推進等

⇒ 本県の公立小中学校における耐震化事業が進み、本県の高等学校、特別支援学校を含む学校全体の耐震化率が 100%に達する見込み。また、県や各市町村の計画に基づき、空調、トイレ等の老朽化対策などを中心に学校施設の整備が推進。

○国立大学法人運営費交付金【文部科学省】 10,971 億円 (10,971 億円)

国立大学が我が国の人材育成・学術研究の中核として、継続的・安定的に教育研究活動を実施できるよう、基盤的経費である国立大学法人運営費交付金を交付する。地域のニーズに応える人材育成・研究を推進するなどの機能強化の方向性に応じた重点支援(103 億円)を行う。

⇒ 前年同額に据え置かれたものの、大学の経常的経費は増加基調にあるため、鳥取大学を含めた各国立大学が教職員の人件費や教育研究経費の圧縮を余儀なくされている。鳥取大学が地域密着の強みを発揮して若者の定着や地域の活性化に貢献できるよう、今後も連携しながら国に対して支援措置の充実を求めていく必要がある。

○国立大学経営改革促進事業【文部科学省】 40 億円 (新規)

国立大学法人の第 4 期中期目標期間に向けて、運営費交付金の中で措置されている学長裁量経費と併せて、学長のリーダーシップによるガバナンスを強化することにより大学改革を推進する。

⇒ 引き続き情報収集を行うとともに、鳥取大学での活用について検討していく必要がある。

○私立学校の耐震化の推進【文部科学省】 50 億円 (49 億円)

別途、H29 補正予算 100 億円

私立学校の校舎等の耐震改築 (建替え) 事業及び耐震補強事業等の防災機能強化のための整備及びユニバーサルデザイン化について支援する。

⇒ 引き続き情報収集を行うとともに、県内私立学校の耐震化事業への活用を検討していく必要がある。

年度	概算要求額	当初予算措置額	追加補正額
26	60 億円	なし	280 億円
27	511 億円	12 億円	80 億円
28	429 億円	45 億円	301 億円
29	225 億円	49 億円	100 億円
30	283 億円	50 億円	—

○私立学校の教育・研究装置等の整備支援【文部科学省】 52 億円 (53 億円)

私学の特色を活かしつつ、コンピューターやインターネット等を活用した教育を推進するため、私立高等学校等の ICT 教育設備等の整備を支援する。

⇒ 県内の私立高校においてこの事業を活用して ICT 設備を整備する計画があり、国予算の動向を注視しながら、必要な事業費が配分されるよう国に働きかけていく必要がある。

○私学助成改革推進委託事業【文部科学省】一億円（新規）

私立大学の経営強化に向けた連携方策やリカレント教育の推進、私学助成の効果に係る分析、各都道府県が実施している私学助成の実態等について調査研究を行う。

⇒ 査定落ちしたと思われる。県内の私立大学において活用の動きはなく、影響なし。

○私立学校の教育・研究装置等の整備支援【文部科学省】52億円（53億円）

私学の特色を活かしつつ、コンピューターやインターネット等を活用した教育を推進するため、私立高等学校等のICT教育設備等の整備を支援する。

⇒ 県内の私立高校においてこの事業を活用してICT設備を整備する計画があり、国予算の動向を注視しながら、必要な事業費が配分されるよう国に働きかけていく必要がある。

○私学助成改革推進委託事業【文部科学省】一億円（新規）

私立大学の経営強化に向けた連携方策やリカレント教育の推進、私学助成の効果に係る分析、各都道府県が実施している私学助成の実態等について調査研究を行う。

⇒ 査定落ちしたと思われる。県内の私立大学において活用の動きはなく、影響なし。

(8) 産業・雇用

○【生産性革命】中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業【経済産業省】75億円（62億円）

再生支援協議会を設置し、財務上の問題解決のための事業再生に向けた支援や円滑な債務整理に向けた支援を実施する。また、事業引継ぎ支援センターを設置し、後継者問題を抱える中小企業の事業承継・引継ぎの促進・円滑化を図る。

⇒ 国は事業引継ぎセンターの人員拡充を行うとしており、県としても事業承継への対応を早めるため、増員及び西部拠点の新設を国に要望。引き続き働き掛けていく。

○中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業【経済産業省】21億円（24億円）

海外展開を目指す中堅企業や中小企業・小規模事業者に対して、計画策定から海外販路開拓、現地進出後までフェーズごとの課題に対し、海外展開戦略の策定支援、海外企業とのマッチング、法的な助言等を実施。

※このうち「JAPANブランド育成支援事業」のEU関連部分はH29補正予算で前倒し実施

⇒ 新輸出大国コンソーシアムにおける支援メニューのうち、ハンズオン支援・スポット支援の採択件数拡充及びJETRO地方事務所の体制強化を要望しており、予算措置について引き続き情報収集を行う。

また、ロシアについては、本年度、JETRO予算による外部専門家派遣事業を実施している。来年度以降の継続及び日露間で合意された協力プランの実現に向けた拡充等について引き続き情報収集を行う。

○地方の中堅・中小企業等への人材支援【厚生労働省】64億円（54億円）

福祉分野のほか、警備業、運輸業など、雇用吸収力の高い分野でのマッチング支援を強化するため、ハローワークの「人材確保対策コーナー」を拡充し、関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図る。

⇒ 国のハローワークが持つ情報の地方版ハローワークとの共有化の推進について国へ要望しているところであるが、共有化に関して現時点で詳細不明であり、引き続き情報収集を行う。

また、地方版ハローワークに対する財政支援について国へ要望しているところであるが、更なる支援措置について引き続き情報収集を行う。

○若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化【厚生労働省】4.1億円(3.8億円)

ハローワークや職業紹介事業者等の全ての求人を対象に、一定の労働関係法令違反を繰り返す求人者等の求人を受理しないことを可能とする等の職業安定法改正法の円滑な施行に向けて、事業主や労働者等へ周知する。

⇒ 国のハローワークが持つ情報の地方版ハローワークとの共有化の推進について国へ要望しているところであるが、共有化に関して現時点で詳細不明であり、引き続き情報収集を行う。

また、地方版ハローワークに対する財政支援について国へ要望しているところであるが、更なる支援措置について引き続き情報収集を行う。

○独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金【経済産業省】240億円(239億円)

(独)日本貿易振興機構(JETRO)のネットワークを活用し、対内直接投資の促進、農林水産物・食品の輸出促進、中堅・中小企業等の海外展開について総合的な支援を実施

⇒ 新輸出大国コンソーシアムにおける支援メニューのうち、ハンズオン支援・スポット支援の採択件数拡充及びJETRO地方事務所の体制強化を要望しており、予算措置について引き続き情報収集を行う。

また、ロシアについては、本年度、JETRO予算による外部専門家派遣事業を実施している。来年度以降の継続及び日露間で合意された協力プランの実現に向けた拡充等について引き続き情報収集を行う。

○同一労働同一賃金の取組の周知・相談支援【厚生労働省】19億円(7億円)※一部新規

業界別の特性を踏まえた「同一労働同一賃金導入マニュアル」を作成し、周知・啓発を図るとともに、都道府県労働局において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差に関する相談支援などを行う。

非正規雇用労働者の処遇改善や過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けて、弾力的な労働時間制度等の労務管理に関する技術的な相談支援を行うため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター(仮称)」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、専門家による個別相談援助や電話相談等を実施する。

⇒ 県においても働き方改革をワンストップで支援する体制の構築を検討しており、県独自の支援策のほか、国の「働き方改革推進支援センター(仮称)」と一体的に県内企業の働き方改革に取り組む。

○最低賃金や賃金引き上げに向けた生産性向上等のための支援等【厚生労働省】

247億円(208億円)

最低賃金の引上げに向けて、中小企業、小規模事業者に対する専門家による業務改善方法の提案、生活衛生関係事業者の収益力向上に関するセミナーへの専門家派遣、事業場内の最低賃金の一定額以上引上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行う中小企業・小規模事業者に対する助成金の拡充など、生産性向上等のための取組を進める。

引き続き、人事評価制度や賃金制度の整備を通じて生産性向上を図り、賃金アップ等を実現した企業に対する助成など、雇用管理改善に取り組む事業主に対して支援を行う。

金融機関と連携し、労働生産性向上に資する設備等への投資により、雇用管理改善を図る企業に対する助成を行う。

※鳥取県では8月10日に、現在の715円から、国の示した目安額の22円に1円上乗せして23円(3.22%)

増額し、738 円で鳥取地方最低賃金審議会が答申。異議申立てについて協議し、異議を棄却。738 円への引上げが決定した。10 月6日発効

①業務改善相談等支援事業

- ア 「最低賃金総合相談支援センター」の設置
- イ 希望する中小企業・小規模事業者に対し、専門家を派遣
- ウ 抱える問題や業務フローを調査・分析し生産性向上の支援を行う

②業務改善助成事業

- ア 助成金の支給 支給対象事業場：事業場内最低賃金が 1,000 円未満の事業場
- イ 業務改善助成金の周知広報
- ウ 助成金アドバイザーの配置

③業種別中小企業団体助成事業

- ア 業種別中小企業団体助成金の支給
- イ 助成事業実施団体に対する助言・指導経費

⇒ 引き続き情報収集を行う。

○地域イノベーション・エコシステム形成プログラム【文部科学省】 31 億円 (24 億円)

地域の成長に貢献しようとする大学等に事業プロデュースチームを創設し、地域の競争力の源泉（コア技術等）を核に、事業化計画を策定し、社会的インパクトが大きく地域の成長に資する事業化プロジェクト等を推進することにより、地方創生に資するイノベーション・エコシステムの形成を推進する。

⇒ 昨年度に比べて7億円増となっている（1.2 億円億円程度／機関・年、5 機関採択予定）。引き続き情報収集を行う。

○地域・まちなか商業活性化支援事業【経済産業省】 21 億円 (18 億円)

- ① 地域商業自立促進事業（継続）
- ② 中心市街地再興戦略事業（継続）
- ③ 個店連携モデル支援事業（継続）

以上の3事業で、合わせて21.0 億円を要求（昨年度概算要求額から△4 億円の要求）

※中国経済産業局流通・サービス産業課から確認（H29. 8. 25）

※29 年度概算要求額 25.0 億円（予算内示は 17.8 億円）

⇒ 各関係市からの要望を受け、県から国に対して要望した事項であり、引き続き情報収集を続ける。

○地域中核企業・中小企業等連携支援事業【経済産業省】 161.5 億円 (155 億円)

地域外の需要を獲得する先端ものづくり分野や地域商社、地域外の顧客を呼び込む観光産業等において、地域の特性を活かした事業化戦略の立案や販路開拓をハンズオン支援するとともに、地域中核企業・中小企業が連携して行う研究開発や市場獲得等を補助。また、地域未来投資促進法の承認事業に対する設備導入等を補助。

⇒ 引き続き情報収集を行う。

○平成 30 年 4 月からの障害者法定雇用率引き上げに伴う支援の強化【厚生労働省】

156 億円 (139 億円)

障害者雇用ゼロ企業を減らしていくため、企業向けチーム支援の体制の整備や、障害者雇用に見解のある企業OBの紹介・派遣、ジョブコーチ支援の充実・強化など障害者雇用の促進に向けた支援を強化する。

⇒ 平成 29 年の県内企業の障害者実雇用率は 2.16%（全国順位 16 位）で、全国平均 1.97% を 0.19 ポイント上回るが、法定雇用率を達成していない企業も約 4 割ある。平成 30 年度から法定雇用率が 2.20%に改定されることから、更なる取組強化について、引き続き情報

収集を行う。

(9) 原子力発電所の安全確保

○原子力発電施設等緊急時安全対策交付金事業等【内閣府】 105 億円(104 億円)

・原子力発電施設等の周辺地域住民に係る原子力防災対策を強化する。(UPZ30km 圏内の 24 道府県を対象に、国が交付)。

[主な事業内容]

①緊急時連絡網整備等事業

・緊急時連絡網及びモニタリング情報共有システムの維持管理等への費用支援。

②防災活動資機材等整備事業

・放射線測定器、防護服、大気モニター・ダストサンプラ等の資機材の整備及び要援護者施設の放射線防護対策事業、原子力災害医療体制の整備など地域防災体制の充実・強化に要する費用の支援。

③緊急時対策調査・普及等事業

・原子力防災訓練の実施等に要する費用の支援。

④原子力災害時避難円滑化モデル実証事業 約 5 億円(新規)

・H29 年度避難経路障害要因調査の結果を踏まえ、待避所設置等のモデル構築事業への費用支援

⇒ 引き続き本県の予算枠の確保について要望を行う。

○放射線監視等交付金事業【原子力規制委員会】 75.3 億円 (70 億円)

原子力発電施設等から放出される放射性物質が周辺環境に与える影響を調査するため、監視施設等の整備や施設周辺の放射線監視等を実施する。UPZ30km 圏内の 24 道府県を対象に国が交付。

[主な事業内容] 放射線監視施設等 (モニタリングポスト、テレメータ等) 整備事業、放射線監視事業 (試料採取、分析等)

※H29 年度国補正予算 (15.3 億円「H30 年度へ未済繰越 (規制庁での全額繰越)」) 含む。

⇒ 原子力環境センター整備 (機器整備等の機能強化) 等に活用することとしており、着実な事業実施のため、引き続き予算確保に向けた要望を行う。

(10) 安全・安心のまちづくり

○大規模災害に備えた緊急消防援助隊の充実強化【消防庁】 58.7 億円 (61.0 億円)

・緊急消防援助隊設備整備費補助金 49 億円

南海トラフ地震等の大規模災害時に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のための体制を整備するため、「緊急消防援助隊基本計画」に基づき、平成 30 年度末までに 6,000 隊への大幅増隊の実現に向け、必要な車両等を整備する。

⇒ 本県においても、「緊急消防援助隊基本計画」に基づき、各消防局において、平成 30 年度末までに増隊を行ってきており、併せて必要な車両の整備についても実施中。

○様々な災害に対応するための常備消防力等の強化【消防庁】 17.3 億円 (16.9 億円)

◇消防防災施設整備費補助金 13.2 億円 (13.0 億円)

大容量の耐震性貯水槽 (例: 200 m³ (地下式)) を補助メニューに追加。

※現行の耐震性貯水槽 (地下式) 補助メニュー区分: 40 m³、60 m³、100 m³、1,500 m³

⇒ 各市町村において、耐震性貯水槽等を整備中 (国から市町村直接補助)。

◇救急体制の確保

#7119の全国展開をはじめとする救急需要対策の更なる充実強化 0.2億円(0.2億円)

⇒ 救急車の適正利用を促すため、導入が一部にとどまる救急安心センター事業(#7119)の全国展開を推進する。県としては、当初予算による本事業の導入を目指して各消防局と協議中。

○地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織の充実強化【消防庁】 6.8億円(6.7億円)

◇消防団の装備・訓練の充実強化 2.4億円(2.4億円)

災害現場の状況を速やかに把握するための情報収集活動用資機材(オフロードバイク・ドローン)や女性や学生(若者)でも扱いやすい小型動力ポンプ、救助資機材等を搭載した消防ポンプ自動車等を無償で貸し付け、消防団への教育訓練を実施

⇒ 災害発生時、二次災害発生の恐れがあるような現場で、偵察活動を行うための資機材の使用法について教育訓練を実施するもの(3箇年で全消防学校に配備。H30は2年目)。県としては、来年度無償貸付を受ける方向で検討中。

◇企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進 1.2億円【新規】

事業所の従業員や大学等の学生の入団を前提に、新規分団の設立や訓練に要する経費等を支援する。

※H29当初まで3年間実施した、女性や若者をはじめとする消防団加入促進支援事業から衣替え

(H27:約0.5億円、H28:約1.0億円、H29:約1.0億円)

⇒ 県としては、本事業の活用を図るとともに、県内市町村にも本事業の活用を呼びかける。

◇自主防災組織等の充実強化

自主防災組織の標準的な教育カリキュラム等の作成 0.1億円【新規】

市町村等が自主防災組織の育成に活用できる標準的な教育訓練のカリキュラム・教材の作成及び実証研修を実施する。

自主防災組織等のリーダー養成・連携促進支援 0.5億円(0.5億円)

自主防災組織が消防団のほか、学校、事業所、医療機関等の地域の多様な組織と連携して災害対応能力を強化するために必要となる共同訓練の実施経費等を支援する

⇒ 県としては、本事業の活用を図るとともに、県内市町村にも本事業の活用を呼びかける。

○美保基地における空中給油・輸送機(KC-46A)取得・配備経費【防衛省】約297億円(約299億円)

中期防衛力整備計画における航空優勢の獲得・維持のため、新たな空中給油・輸送機3機を整備することとされており、平成30年度2号機目の機体取得を行う。(初号機はH28、29年度予算で計上済)

・機体取得経費 約267億円

・駐機場等施設整備経費 約30億円

○美保基地のC-2輸送機滑走路逸脱事故(6/9)を受けてのシステム上の安全対策【防衛省】

ヒューマンエラー発生を局限するためのプログラム改修を実施することとし、30年度のC-2関連事業の中で処置。(金額不明)

【参考】美保基地へのC-2配備予定(全10機)平成28年度:3機(配備済)、29年度:2機、30年度:3機、31年度:1機、32年度:1機)

○米軍機低空飛行訓練に関連した騒音測定器の設置【防衛省】

今回の予算資料では明記されていない。

⇒ 騒音測定器を設置し、実態の把握を行うことについて、継続して要望を行う。

(11) 地域福祉の推進

○生活困窮者等に対する自立支援【厚生労働省】 432 億円 (400 億円)

生活困窮者及び生活保護受給者の一層の自立を促進するため、平成 30 年通常国会に生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の一体的な見直しに係る関連法案を提出し、以下の事業を実施・拡充する。

- ・ 任意事業である家計相談支援事業、就労準備支援事業（直ちに就職することが困難な者に対し日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練を行う）の両事業を自立相談支援事業と連続的・一体的に実施する自治体に対して、以下のとおりに支援を強化
家計相談支援事業 ⇒ 国庫補助率を 1/2 から 2/3 に引き上げ（法改正事項）
就労準備支援事業 ⇒ 利用促進のインセンティブの付与（詳細不明）
- ・ 子供の貧困対策の観点から、小学校や高校生世代における取組の充実を含め、生活困窮世帯の子供に対する学習支援を強化
- ・ ひきこもりの人など直ちに就労することが困難な生活困窮者等に対し、就労準備支援事業において、訪問支援等による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施

⇒ 2 町分（大山町、三朝町）のため、県予算への影響は軽微。事業の詳細な内容について、引き続き情報収集を行い、市町村とともに事業の実施について検討する。

○生活保護制度の見直し【厚生労働省】 28,637 億円 (28,803 億円)

① 生活保護基準の見直し

一般低所得世帯の消費実態（年齢、世帯人員、居住地域別）との均衡を図る観点から、減免幅の抑制（個々の世帯での生活扶助費、母子加算等の合計減額幅を現行から▲5%以内にとどめる）や段階的な施行（平成 30 年 10 月から 3 段階を想定）といった生活保護世帯への影響を緩和するための工夫を行いつつ、生活扶助基準の見直し（増減額）を行う。

また、児童養育加算及び母子加算等について、子どもの健全育成に必要な費用等を検証し、必要な見直しを行ったうえで支給する。（生活扶助基準と同様、段階的に施行（平成 30 年 10 月からの 3 段階を想定））

<児童養育加算>

子どもの自立助長を図る観点から、子どもの健全育成に係る費用を加算。

支給対象を「中学生まで」から「高校生までに」に拡大

現行：月 1 万円（3 歳未満等 1.5 万円）／中学生まで

→ 見直し後：月 1 万円／高校生まで

<母子加算>

子どものいる家庭の消費実態を分析し、ひとり親世帯がふたり親世帯と同等の生活水準を保つために必要となる額を加算

母子（子ども 1 人）の場合 現行：平均月約 2.1 万円 → 見直し後：平均月約 1.7 万円

⇒ 見直しの詳細な内容について、引き続き情報収集を行い、鳥取県における世帯への影響を分析する。

② 医療扶助の適正実施の強化

後発医薬品の使用の原則化や、福祉事務所の指導員による同行受診の実施等の頻回受診対策を通じ、医療扶助の適正化を推進

⇒ 事業の詳細な内容について、引き続き情報収集を行い、県内市町村にも情報提供する。

③ 大学等への進学支援

子供の自立を支援するため、生活保護世帯の子供が大学等に進学する際の一時金の支給を実施（自宅生 10 万円、自宅外生 30 万円）

また、生活保護世帯の子どもが自宅から大学等に通学する場合に、出身世帯の住宅扶助費の減額をしないこととする。

⇒ 支給方法等の詳細な内容は不明であり、引き続き情報収集を行う。ただし、一時金の支給については、県福祉事務所が所管する三朝町、大山町では対象者は少数であり、県予算としては大きな影響はない見込み。

○地域包括ケアの着実な推進【厚生労働省】 3兆762億円（2兆9,808億円）

地域包括ケアシステムの実現に向け、介護サービスの確保、地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等の整備・介護人材の確保に向けた必要な事業の実施、認知症施策の推進等に必要な経費を確保する。

① 介護保険制度による介護サービスの確保 2兆7,622億円（2兆6,872億円） 介護サービス等に係る義務的経費（介護給付費負担金等）

⇒ 県の介護給付費負担金（一般財源）は、3.4億円増の見込み。

（内訳）介護を必要とする高齢者の増加に伴うもの 2.9億円増

2018年度介護報酬改定（+0.54%）によるもの 0.5億円

② 地域医療介護総合確保基金（介護分） 483億円（483億円）

地域医療介護総合確保基金の財源（負担割合：国2/3、県1/3）を確保し、介護施設等の整備（地域密着型サービス等）を進めるほか、介護従事者確保対策（参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善）を進めていく。

⇒ 市町村や関係団体の意見を聴きながら、地域密着型介護施設等の整備及び介護人材確保対策を実施する。

③ 介護保険の保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進 200億円（新規）

保険者による自立支援・重度化防止に向けた取組を推進するため、市町村や都道府県に財政的インセンティブを付与する（高齢者の自立支援・重度化防止等の取組を支援するための交付金を新設）。

⇒ 都道府県向け財政的インセンティブの枠組みは、市町村の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援する都道府県の取組状況に応じて、市町村支援の事業実施に充てるものとして、都道府県に対してインセンティブの要素を加味した交付金が予算の範囲内で交付される。（全体として、必要な費用への交付金の交付という意味合いを持つ。）

引き続き、介護予防を効果的に実施するための研修会の開催、自立支援・重度化防止に向けたリハビリテーション専門職の地域ケア会議等への派遣など、市町村の取り組みを支援する。

○障害福祉サービスの報酬改定【厚生労働省】 改定率+0.47% 国費+57億円

障害者にとって望ましいサービスの質に着目した評価を強化するとともに、施設での看護職員配置による医療的ケア児等への対応や、30年度から「自立生活援助」といった新サービスが開始すること等を踏まえ、改定率全体としては+0.47%とする。

- ⇒ 県の障がいサービス給付費負担金（一般財源）は、1.7億円増の見込み。
（内訳）・障害福祉サービスの支給決定数の増などによるもの 1.2億円増
・報酬改定（+0.47%）によるもの 0.5億円
- ⇒ 医療的ケア児者等への支援充実（看護職員等配置加算の拡充、重度対応型グループホームの新設等）、一人暮らしの障がい者を支える新サービス（自立生活援助）の創設など、県が国要望により求めた制度拡充は一定程度盛り込まれる見込み。
- ⇒ また、通所施設における食事提供加算の見直しについては、廃止が検討されていたものの、各方面からの反対を受け廃止方針が撤回され、軽減措置が継続される。

○医療的ケア児に対する支援【厚生労働省】 1.8億円（24百万円）

「多様な保育の充実」（34億円）の内数

- ・医療的ケア児による保育所等の利用を促進するモデル事業を実施するとともに、ICTを活用した外出先でも適切な医療を受けられる体制の整備を図る。
 - ・障害福祉サービス等報酬改定において、医療的ケア児の受入れを促進するため、障害児通所支援事業所等における看護職員を加配している場合の加算の創設等を行う。
- ⇒ 看護職員の加配加算により、医療的ケア児の受入れが拡大することが見込め、本人、家族の日中の生活が充実する。引き続き詳細な情報を収集する。

○発達障がい児・発達障がい者とその家族に対する支援【厚生労働省】 1.3億円（新規）

発達障がい児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児者の家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図るとともに、身近な支援を実施するため対象自治体を市区町村まで拡大。

- ⇒ 本県においても、類似の取組を従来から実施しているところ。ピアサポートの充実
は、発達障がい児者支援の大きな課題であることから大きな効果が期待される
ところ。引き続き詳細な情報を収集する。

○発達障がいの診療を行う医師等の養成【厚生労働省】 1億円（新規）

発達障がいの医療ネットワークを構築し、発達障がいの診療・支援ができる医師の養成を行うための研修を実施し、専門的医療機関の確保を図る。

- ⇒ 発達障がいを主体的に取り扱う医療ネットワークは、かねてから切望されていた
ところ。本事業により初診までの待機期間が短縮されるなど、発達障がい支援上の問題
が解消される。引き続き詳細な情報を収集する。

○自殺総合対策の更なる推進【厚生労働省】 31億円（30億円）

子ども・若年者自殺対策について、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケア対策の充実を図るため、ICTを活用した相談窓口への誘導、SNSによる相談、若者の居場所づくり支援を行う。

- ⇒ 子ども・若年者の自殺対策について、事業の詳細が不明であり、引き続き情報収集を
続け、必要な対策を講じる。

(12) 持続可能な保健医療体制

○診療報酬改定等【厚生労働省】 医療費国庫負担 ※ 114,839 億円 (114,458 億円)

※協会けんぽの超過準備金分の国庫補助特例減額措置▲140 億円を含む。

診療報酬改定において、本体を+0.55%（国費+588 億円）とするとともに、薬価等について市場実勢価格を反映する等により▲1.45%（国費▲1,555 億円）とする。

このほか、制度改革として、医療保険制度の持続可能性とイノベーションの推進を両立する観点から、新薬創出等加算の抜本的見直し、長期収載品の価格の段階的引下げ等の薬価制度の抜本改革を実施（国費▲310 億円）。また、いわゆる大型門前薬局に係る調剤報酬の適正化の実施（国費▲56 億円）。

⇒ 診療報酬の改定内容を医療費推計に今後反映させる予定。

○地域医療介護総合確保基金による医療・介護提供体制改革【厚生労働省】

622 億円程度 (602 億円 (医療分))

地域の医療及び介護の総合的な確保のための事業を支援するため、都道府県に設置された医療介護総合確保推進法に基づく基金（地域医療介護総合確保基金）の財源を確保する。

⇒ 次年度も引き続き同基金を活用し、地域に必要な医療・介護の提供体制の整備を進める。

○医師不足地域における若手医師のキャリア形成支援【厚生労働省】 7.6 億円 (新規)

地域枠出身の若手医師が医師不足地域への派遣により地域診療義務を果たす場合等に、休日を実際に取得できるようにする休日代替医師の派遣等、複数医師によるグループ診療、テレビ電話等を活用した診療支援等をモデル的に実施し、派遣される医師のキャリア形成や義務負担軽減を図るために必要な経費を支援する。

⇒ 若手医師の確保と負担軽減に資すると考えられるが、新規事業のため制度詳細が不明であり、引き続き情報収集を続ける。

○専門医に関する新たな仕組みの構築に向けた取組【厚生労働省】 3.9 億円 (2.6 億円)

新たな専門医の仕組みの導入に伴う医師偏在の拡大を防止するため、研修プログラムについての協議や専門医の養成数を調整する都道府県協議会の経費を増額する。また、都道府県の調整の下で、医師不足地域への指導医派遣等を行う経費を補助する。

⇒ 新たな専門医の仕組みに際しては、医師偏在の拡大が懸念される所であり、当該制度の導入によって本県における医師偏在が拡大しないよう制度を活用していく。

○ドクターヘリ導入促進事業【厚生労働省】 66 億円 (64.8 億円)

ドクターヘリの運航等に必要経費（運航委託料、医師看護師確保経費（各1名分）等）を支援（負担割合 国1/2、都道府県又は広域連合1/2）。

⇒ 鳥取県ドクターヘリの所要額は確保された。 県予算所要額：0.5 億円

⇒ 「医療提供体制推進事業費補助金」の事業の一つであるドクターヘリ導入促進事業は、H27～29 年度は 100% 交付された。他方で、ドクターヘリ導入促進事業以外の事業（救急医療、周産期医療等）は、H27～29 年度は、要望額に対して 50% しか交付されなかったため、十分な財源を確保するよう要望したが、概算要求は前年どおりに留まっている。

・医療提供体制推進事業費補助金【厚生労働省】 154 億円 (154 億円)

○国民健康保険への財政支援の拡充【厚生労働省】 3,351 億円 [※3,521 億円] (3,564 億円)

※H29 年度に特例的に積み立てた財政安定化基金取り崩し分による措置を含めた額

国民健康保険への財政支援の拡充については、昨年 12 月 22 日の社会保障制度改革推進本部決定を踏まえ、平成 30 年 4 月に施行される国保改革（都道府県単位化）と併せて実施される保険者努力支援制度等の実施のために必要となる約 1,700 億円を確保する。

具体的には、同本部決定を踏まえて平成 29 年度予算において財政安定化基金に特例として積み立てた 500 億円のうち 170 億円を活用するとともに、平成 30 年度予算において約 1,527 億円を計上することで、合計約 1,697 億円を確保する。

さらに、同本部決定において、平成 32 年度末までに積み増しを行うこととしていた財政安定化基金についても、平成 30 年度予算において 300 億円の積み増しを行うことで、国保改革の際の地方との約束である積立総額 2,000 億円を実現する。

⇒ 県財政安定化基金積立金

H30 年度当初：10.6 億円程度 → H30 年度中に 11.6 億円程度となる見込み

○肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業【厚生労働省】10 億円（新規）

B 型・C 型肝炎ウイルスに起因する肝がん及び重度肝硬変患者の医療費の負担の軽減を図るため、新たな治療費助成制度が新設される見込み。（平成 30 年 12 月実施想定）

対象者：B 型・C 型肝炎ウイルスに起因する肝がん及び重度肝硬変患者

対象医療：肝がん及び重度肝硬変患者の入院医療について、過去 1 年間で高額療養費の限度額を超えた月が 4 か月を超えた場合に、4 か月目以降に係る医療費に対して公費負担を行う。

自己負担限度月額：1 万円

財源負担：国、県 1 / 2

【県財政への影響額】

2,197 千円（一般財源ベース、4 か月分）

（内訳）

肝がん治療費：3,062 千円（国:1,531 千円、県:1,531 千円）

重度肝硬変治療費：1,331 千円（国：665 千円、県：666 千円）

（参考）概算要求時点では、国庫 10 / 10 であったものが、予算折衝の結果、国庫 1 / 2 となったことから、全国知事会より制度設計をするにあたり、地方自治体と十分に協議を行うよう申入れが行われる予定

⇒ 国要望していた肝がん患者等の支援策の充実の一部が認められたもの。

現在もなお制度設計に検討が加えられているところであり、引き続き情報収集を行う。

○受動喫煙防止対策の推進【厚生労働省】42 億円（10 億円）※一部新規

飲食店等における喫煙専用室等の整備に対する助成や、自治体が行う指定屋外分煙施設の整備への支援、国民や施設の管理者への受動喫煙防止に関する普及啓発を行う。

⇒ 受動喫煙防止を推進する強力な施策と考えられるが、受動喫煙防止の法制化の方向が見えず、制度の具体的な内容は不明。引き続き情報収集を続ける。

(13) 人権尊重のまちづくり

○拉致問題対策費【内閣官房】 13 億円 (13 億円)

有識者との意見交換等を行い、拉致被害者等の情報収集や関連情報の分析を行うとともに、アニメや御家族メッセージ映像等の地方上映を通し拉致問題の理解促進を強化する。また拉致被害者の帰国に備えた支援（自立促進・生活再建等）を行う。

⇒ 昨年度と同様の支援内容であり、国と共同して必要な支援を行う。

○拉致被害者等への支援【内閣府】 3.6 億円 (3.5 億円)

帰国拉致被害者等の自立促進・生活再建のほか、高齢時における良好かつ平穏な生活の保障等のための支援を行う。

また、拉致被害者等が新たに帰国する場合には、その状況に応じ、拉致被害者等に対する施策について所要の検討を行う。

⇒ 拉致被害者帰国のために全力を尽くすよう、引き続き国へ働きかける。

(14) 暮らし・エネルギー

○ケーブルテレビの光化支援【総務省】 3.3 億円の内数 (10.1 億円の内数)

別途、H29補正予算15.0億円

条件不利地域における4K・8K放送の受信環境確保のためのケーブルテレビ網の光化の支援等

⇒ 県内のケーブルテレビ網の内、光化がされてない市町において活用されるものであり、平成30年度は伯耆町が活用見込み。

○防災に資するWi-Fi環境整備の推進【総務省】 14.3 億円 (31.9 億円)

防災拠点、災害発生時の情報伝達手段の強化が望まれる公的な拠点（博物館、文化財、自然公園等）におけるWi-Fi環境整備の推進のための、地方公共団体に対する事業費の補助

⇒ 東京五輪に向けて整備が進められることとなっているもの。平成30年度の市町村での利用意向の情報は現時点では無いが、引き続き情報収集を行う。

○マイナンバーカードを活用した住民総活躍・地域の消費拡大サイクル構築プロジェクトの全国展開（マイキープラットフォーム構想の推進）【総務省】 4.7 億円 (0.3 億円)

マイナンバーカードを活用し、様々な利用者カードを一枚にするとともに、各地方公共団体のボランティアポイントなどのクラウド化、クレジットカードなどのポイントやマイレージを地域経済応援ポイントとして全国各地に展開する。

⇒ 各自治体独自のポイント（健康マイレージなど）をマイナンバーカードに搭載されるICチップに格納し、商店街等での利用を促進するもの。今後県が事業推進の窓口となり、各市町村及び地域商店街等への普及促進を図っていく。

○再生可能エネルギー導入等の推進【農林水産省】 21 億円の内数 (10 億円の内数)

太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギー事業によるメリットを地域の農林漁業の発展に活用する取組、農業水利施設を活用した小水力発電等に係る調査設計、地域のバイオマスを活用した産業化等に必要な施設整備等を支援

⇒ 11 億円の増。本県への予算の重点配分を引き続き国に働きかけていく。

○国内石油天然ガスに係る地質調査・メタンハイドレートの研究開発等委託費

【経済産業省】 226.9 億円 (242.0 億円)

・海洋基本計画に基づき、表層型メタンハイドレートについては、回収技術に関する調査研究や賦存状況の解明に向けた調査・分析等を実施する。

⇒ 調査・分析等にかかる委託事業の詳細について情報収集を行い、回収技術の調査研究に継続して関与できるよう鳥取大学等との連携を密にする。

○分散型エネルギーシステム構築支援事業【経済産業省】70.0億円の内数(63.0億円)

・地域に存在する再生可能エネルギーや未利用熱を一定規模で面的に利用する地産地消型のエネルギーシステムの構築を世界に先駆けて推進するため、事業可能性調査やマスタープラン策定、再エネ設備等の導入に係る支援を推進するとともに、他地域への展開を図る。

⇒ 木質バイオマスを活用した地域熱供給によるエネルギーの地産地消を検討している地域(智頭町、北栄町など)と連携し、当該事業の活用を検討する。

○エネルギー構造高度化・転換理解促進事業【経済産業省】50億円(45億円)

原発立地地域やその周辺地域において行う、再生可能エネルギーも含めた地域振興ビジョンの策定、実証研究、設備導入等の取組を支援する。

⇒ 太陽光と次世代自動車による脱炭素コミュニティの形成を実現するため、今年度は当該事業を活用した事業可能性調査を行っており、来年度も引き続き当該事業を活用し、施設整備(太陽光発電、自動車等充給電設備等)の実施設計を行う予定である。

○住宅セーフティネット機能の強化【国土交通省】

公的賃貸住宅家賃対策補助 101.94億円の内数(98億円)

※その他社会資本整備総合交付金の内数

子育て世帯や高齢者世帯などの住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、改正住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅について、改修や入居者の家賃負担の軽減への支援を行うとともに、居住支援協議会等による居住支援活動等への支援を行う。

⇒ 市町村と連携し、当初予算要求中。

○PCB廃棄物の適正な処理の推進等【環境省】63億円(59億円)

PCB特措法に定める処分期間内の処理完了に向け、中小企業者等に対する処理費用軽減補助等を行う。

⇒ 助成制度の活用を引き続き事業者に促しながら、期限内処理を押し進める。